

官報

号外 昭和六十年五月十日

○第百二回 参議院會議録第十五号

昭和六十年五月十日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十六号

昭和六十年五月十日

午前十時開議

第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会内閣提出、衆議院送付)

第三 職業訓練法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の帰国報告)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

日程第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長眞鍋賢二君。

昭和六十年五月十日 参議院會議録第十五号

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年四月二十五日

文教委員長 眞鍋 賢二

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、鹿児島大学に医療技術短期大学部を設置するとともに、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めようとするものであり、妥当な措置と認められた。

一、費用

本法律案施行に要する経費として、昭和六十年度国立学校特別会計予算に、十七億三千八百六十六万円が計上されている。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年四月二十三日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

(小字及び一は衆議院修正)

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)

の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項の表熊本大学医療技術短期大学部の項の次に次のように加える。

附則第三項中「一万八千八百八十二人」を「一万九千三百四十一人」に改める。

附則

この法律中附則第三項の改正規定は昭和六十年四月一日から、第三条の三第二項の改正規定は昭和六十年四月一日から施行する。

四月一日から、第三条の三第二項の改正規定は昭和六十年四月一日から施行する。

「眞鍋賢二君登壇、拍手」

○眞鍋賢二君 ただいま議題となりました法律案につきましても、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、鹿児島大学に医療技術短期大学部を設置するとともに、総定員法の枠外とされており、また新設医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

なお、衆議院において施行期日についての修正が行われております。

委員会におきましては、医療技術者養成のあり方、政令事項となった大学院等の設置に関する資料提出の必要性、国立大学附属研究施設の整備その他教育研究予算の充実、十八歳人口急増に伴う大学の整備策、有利子奨学制度の実施状況、国際会議開催への援助等国際交流の推進などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よつて、本家は全会一致をもって可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会内閣提出、衆議院送付)

日程第三 職業訓練法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長遠藤政夫君。

審査報告書

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案
右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年四月二十五日

社会労働委員長 遠藤 政夫

参議院議長 木村 睦男殿

第一条のうち第一条の改正規定中「雇用」を「法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用」に改める。

第一条のうち第二条の改正規定中「女子労働者は、」を「女子労働者は」「女子労働者が」を「こ

五六四

中」この節とあるのは「第三十四条第三項」

と、「委員会」とあるのは「合議体」と、「労働省令」とあるのは「船員中央労働委員会規則」と読み替えるものとする。

第十六条第一項中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十三条 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に委任することができる。

第十五条を削り、第十四条第一項中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章 雑則

第十三条第二項中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「行ない」を「行い」に、「レクリエーション」を「レクリエーション」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三十条とする。

4 国は、地方公共団体に対し、働く婦人の家の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第十二条中「勤労婦人」に対して、勤労を「女子労働者」に対して、労働に改め、同条を第二十九条とする。

第十一条の見出しを「育児休業の普及等」に改め、同条中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十八条とする。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の育児休業について準用する。

第十条中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第二十七条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「勤労婦

人」を「女子労働者」に改め、同条を第二十六条とし、同条の前の見出しとして「妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置」を付する。

第八条の見出しを「職業能力の開発及び向上の促進」に改め、同条中「勤労婦人が職業に必要な技能(これに関する知識を含む)を習得し、その能力の」を「女子労働者が職業能力の開発及び」に、「勤労婦人に対し職業訓練の」を「女子労働者に対しその」に、「勤労婦人その他」を「女子労働者その他」に、「職業訓練」を「職業能力の開発及び向上」に、「行なうとともに、施設の整備その他勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするために」を「行うとともに、職業訓練施設の整備その他の」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(再就職の援助)

第二十四条 国は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子に対しその希望するときに再び雇用される機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するものとする。

(再雇用特別措置の普及等)

第二十五条 事業主は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子について、必要に応じ、再雇用特別措置(当該女子であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない)。

2 国は、事業主に対して、前項の再雇用特別措置の普及を促進するため、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第七条中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「勤労婦人その他関係者」に対して「女子労働者」に対して、「勤労婦人の特性に適合した」を「かつ、これに基づき適切な」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十二条とする。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進

第一節 事業主の講ずる措置等

(募集及び採用)

第七条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければならない。

(配置及び昇進)

第八条 事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをするように努めなければならない。

(教育訓練)

第九条 事業主は、労働者の業務の遂行に必要な基礎的な能力を付与するためのものとして労働省令で定める教育訓練について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

(福利厚生)

第十条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

(定年、退職及び解雇)

第十一条 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

2 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

3 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、

出産し、又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

(指針)

第十二条 労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため必要があると認めるときは、第七条及び第八条に定める事項に関し、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針(次項において「指針」という)を定めることができる。

2 第六条第三項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くはか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(苦情の自主的解決)

第十三条 事業主は、第八条から第十一条までの規定に定める事項に関し、女子労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(紛争の解決の援助)

第十四条 都道府県婦人少年室長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で労働省令で定めるものについて、女子労働者と事業主(以下「関係当事者」という。)との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(調停の委任)

第十五条 都道府県婦人少年室長は、前条に規定する紛争(第七条に定める事項についての紛争を除く。)について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要であると認めるとき(関係当事者の一方から調停の申請があつた場合にあつては、他の関係当事者が調停を行うことを同意したときに限る。)は、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

第二節 機会均等調停委員会

(設置)

第十六条 都道府県婦人少年室に、機会均等調停委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前条の調停(以下この節において「調停」という。)を行う機関とする。

(組織)

第十七条 委員会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員は、半職経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

(調停)

第十八条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県婦人少年室の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第十九条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要であると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(労働省令への委任)

第二十一条 この節に定めるもののほか、委員会及び調停の手続に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第三章 女子労働者の就業に関する援助の措置等

本則に次の一条を加える。

(適用除外)

第三十五条 第二章、第二十五条第一項及び同条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)並びに第三十三条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関して、適用しない。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 女子及び年少者」を「第六章 年少者」に改める。

第四十一条中「及び第六章」を「第六章及び第六章の二」に、「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

「第六章 女子及び年少者」を「第六章 年少者」に改める。

第六十条の見出し中「年少者の」を削る。

第六十一条を削り、第六十二条第一項中「又は女子」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「労働に関する主務大臣」を「労働大臣」に改め、同条第四項中「第十三号、第十四号及び」を「若しくは第十三号若しくは」に改め、

「若しくは中央労働基準審議会の議を経て命令で定める女子の健康及び福祉に有害でない業務」及び同項ただし書を削り、同条第五項中「第五十六条第二項本文」を「第五十六条第二項」に改め、同条第六十一条とする。

第六十三条第一項中「又は女子」を削り、「つかせ」を「就かせ」に、「つかせては」を「就かせては」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、「及び前項の一定の業務の範囲」を削り、同条第三項を削り、同条第六十二条とする。

第六十四条中「又は女子」を削り、同条第六十三条とし、同条の次に次の一条、章名及び四

条を加える。

(帰郷旅費)

第六十四条 満十八才に満たない者が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。ただし、満十八才に満たない者がその責めに帰すべき事由に基づいて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

第六章の二 女子

(労働時間及び休日)

第六十四条の二 使用者は、満十八才以上の女子で第八条第一号から第五号までの事業に従事するものについては、第三十六条の協定による場合においても、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日労働をさせなければならない。ただし、財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成その他決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間について六時間の制限にかかわらず、二週間について十二時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができる。

使用者は、満十八才以上の女子で前項の事業以外の事業に従事するものについては、第三十六条の協定による場合においても、四週間を超えない範囲内で命令で定める週を単位とする期間について、六時間以上十二時間以下の範囲内で命令で定める時間に当該週を単位とする期間の週数を乗じて得た時間、一年について百五十時間以上三百時間以下の範囲内で命令で定める時間を超えて時間外労働を

させ、又は四週間について命令で定める日数以上の休日に労働させてはならない。

前項の命令は、同項の事業における労働による身体の負担の程度、同項の事業の事業活動の状況等を考慮し、かつ、女子の健康及び福祉に支障のない範囲内において、同項の事業の種類に応じて、定めるものとする。

第一項及び第二項の規定は、満十八才以上の女子のうち、労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者については、適用しない。

(深夜業)

第六十四条の三 使用者は、満十八才以上の女子を午後十時から午前五時までの間に使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する者については、この限りでない。

一 第八条第六号、第七号、第十三号若しくは第十四号又は電話の事業に従事する者

二 女子の健康及び福祉に有害でない業務で命令で定めるものに従事する者

三 前条第四項に規定する命令で定めるものの品質が急速に変化しやすい食料品の製造又は加工の業務その他の当該業務の性質上深夜業が必要とされるものとして命令で定める業務に従事する者(一日の労働時間が、常時、通常の労働者の労働時間に比し相当程度短いものとして命令で定める時間以内であるものに限る。)

五 深夜業に従事することを使用者に申し出た者(命令で定める事業に従事するものに限る。)であつて、当該申出に基づき、命令で定めるところにより、使用者が行政官庁の承認を受けたもの

第六十一条第二項及び第三項の規定は、満十八才以上の女子の深夜業について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」

とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第六十四条の三第一項」と読み替えるものとする。

前二項の規定は、第三十三条第一項の規定によつて労働時間を延長し、又は休日労働にさせる場合については、適用しない。

(坑内労働の禁止)

第六十四条の四 使用者は、満十八以上の女子を坑内で労働させてはならない。ただし、臨時の必要のため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する者(次条第一項に規定する妊娠婦で命令で定めるものを除く。)については、この限りでない。

(妊娠婦等に係る危険有害業務の就業制限)

第六十四条の五 使用者は、妊娠中の女子及び産後一年を経過しない女子(以下「妊娠婦」という。)を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊娠婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

前項の規定は、同項に規定する業務のうち女子の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、命令で、妊娠婦以外の女子に關して、準用することができる。

前二項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、命令で定める。

第六十五条第一項中「六週間」の下に「(多胎妊娠の場合にあつては、十週間)」を加え、同条第二項中「六週間」を「八週間」に、「但し」を「ただし」に、「五週間」を「六週間」に改める。

第六十八条を削り、第六十七条の見出しを「(生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置)」に改め、同条第一項中「又は生理に有害な業務に従事する女子」を削り、「生理休暇」を「休暇」に改め、「その者を」の下に「生理日に」を加え、同条第二項を削り、同条を第六十八条とする。

第六十六條第一項中「の外」を「のほか」に、「各、少くとも」を「各々少なくとも」に改め、同条を第六十七條とし、第六十五條の次に次の一条を加える。

第六十六條 使用者は、妊娠婦が請求した場合においては、第三十三條第一項及び第三十三條並に第三十六條の規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならない、又は休日労働をさせてはならない。

使用者は、妊娠婦が請求した場合においては、第六十四條の三第一項ただし書の規定にかかわらず、深夜業をさせてはならない。

第七十條中「第六十三條」を「第六十二條及び第六十四條の五の年少者及び妊娠婦等」に、「及び第六十四條」を「並びに第六十三條及び第六十四條の四の年少者及び女子」に、「別段の定め」を「別段の定め」に、「第六十四條」を「第六十三條の年少者」に改め、「女子及び」を削り、「男子」を「者」に改める。

第九十八條第一項中「都道府県労働局に地方労働基準審議会を」を削り、同条第二項中「中央労働基準審議会」を「中央労働基準審議会は、」に改め、「地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)に基づきその権限に属する事項を」を削り、同条第三項中「及び地方労働基準審議会(以下「労働基準審議会」という。))」、「中央労働基準審議会にあつては、」、「地方労働基準審議会にあつては都道府県労働局長の及び及び家内労働法に基づきその権限に属する事項を」を削り、同条第四項中「労働基準審議会」を「中央労働基準審議会」に、「行政官庁が各々」を「労働大臣が各々」に改め、同条第五項中「労働基準審議会」を「中央労働基準審議会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

する事項については、前条に定めるところによるほか、都道府県労働局に係る事項に關しては、当該都道府県労働局に置かれる地方労働審議会が審議するものとする。

前項に定めるもののほか、地方労働審議会は、労働者(家内労働者を含む。)に係る労働条件の基準に關しては、賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)に基づきその権限に属する事項を審議する。

地方労働審議会は、都道府県労働局長の諮問に應じて前二項に規定する事項を審議するほか、労働条件の基準及び家内労働法に基づきその権限に属する事項に關して関係行政官庁に建議することができる。

第一百零二條第三項中「及び地方労働基準審議会」を削る。

第一百零二條の二中「婦人少年主管局長」を「婦人主管局長」に改め、「及び年少者を」を削る。

第一百零五條の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第一百零五條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第一百零七條中「二千元以上三千元以下」を「五千元以上百萬元以下」に改める。

第一百零八條第一項中「又は第六十四條」を「第六十三條又は第六十四條の四」に、「一萬元」を「二十萬元」に改め、同条第二項中「基いて」を「基つて」に、「第六十四條」を「第六十三條又は第六十四條の四」に改める。

第一百零八條の二を削る。

第一百零九條中「五千元」を「十萬元」に改め、同条第一号中「第十七條」の下に「第十八條第一

項」を、「第三十六條ただし書の」の下に、「第三十七條」を加え、「第六十一條から第六十三條まで、第六十五條、第六十六條」を「第六十一條、第六十二條、第六十四條の二、第六十四條の三、第六十四條の五から第六十七條まで」に改め、同条第四号中「第六十三條」を「第六十二條又は第六十四條の五」に改める。

第一百零九條の二を削る。

第一百十條中「五千元」を「十萬元」に改め、同条第一号中「若しくは第三項」の下に「第十八條第七項」を加え、「第二十三條(賃金の支払及び貯蓄金の返還に係る部分を除く。)、第二十七條」を「第二十三條から第二十七條まで」に、「第六十七條」を「第六十四條」に改め、同条第四号中「婦人少年主管局長」を「婦人主管局長」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中労働基準法第九十八條の二及び第一百零二條第四号の改正規定並びに次条第一項、附則第三條及び附則第七條(労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)第四條第三十号の次に一を加える改正規定並びに同法第四條第三十二号及び第三十四号並びに第九條第一項の改正規定に限る。)の規定
昭和五十九年七月一日

二 第二条中労働基準法第九十八條の改正規定、同法第九十八條の次に一條を加える改正規定、同法第一百零三條の改正規定並びに附則第六條及び第十五條の規定、職業安定法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第

号)の施行の日
(労働基準法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定について

昭和六十年五月十日 参議院會議録第十五号 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案外一件 五六八

ては、当該各規定。次条及び附則第十九条において同じ。の施行前に第二条の規定による改正前の労働基準法（これに基づく命令を含む。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の労働基準法（これに基づく命令を含む。）の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 産後六週間を経過する日がこの法律の施行前である女子については、第二条の規定による改正後の労働基準法第六十五条第二項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の労働基準法第六十五条第二項ただし書の規定により就業するに至つた女子で、この法律の施行の際産後六週間を経過していないものについては、第二条の規定による改正後の労働基準法第六十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に解雇された満十八才以上の女子が帰郷する場合における旅費の負担については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為並びに前条第三項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（健康保険法の一部改正）
第四条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「前四十二日」の下に「（多胎妊娠の場合に於ては七十日）」を加え、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

第六十九条の十八第一項中「前四十二日」の下に「（多胎妊娠の場合においては、七十日）」を加え、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）
第五条 分べんの日がこの法律の施行の日の前四

十二日以前の日である被保険者及び被保険者であつた者については、前条の規定による改正後の健康保険法第五十条第二項及び第六十九条の十八第一項の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前に分べんの日後労働に服すに至つた被保険者及び被保険者であつた者で、この法律の施行の際同日以後四十二日を経過していないものについては、前条の規定による改正後の健康保険法第五十条第二項及び第六十九条の十八第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（職業安定法の一部改正）
第六条 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（中央職業安定審議会等）」に改め、同条第一項、第三項及び第四項中「地方職業安定審議会」を「地方労働審議会」に改め、同条第六項及び第七項中「職業安定審議会」を「中央職業安定審議会等」に改め、同条第八項中「地方職業安定審議会」を「地方労働審議会」に改め、同条第九項中「職業安定審議会」を「中央職業安定審議会等」に改め、同条第十項中「外、職業安定審議会」を「のほか、中央職業安定審議会等」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）
第七条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第二号中「第六十三條第二項」を「第六十二條第二項」に改める。

（少年法の一部改正）
第八条 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項第三号中「少年」についての第六十四條を「第六十三條」に、「少年」についての第六十二條又は第六十三條（第三項を除く。）を「第六十一條、第六十二條又は」に、

「第百十九條第一号の罪」を「第百十九條第一号の罪及び」に、「少年」についての第六十八條を「又は第六十四條」に改める。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）
第九条 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十七條中「第六十八條」を「第六十四條」に改める。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十条 附則第二条第四項の規定に該当する場合に關しては、前条の規定による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律第四十七條中「第六十四條」とあるのは、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律附則第二条第四項」とする。

（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正）
第十一条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「人事院規則又は条例でこれより長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期間」とし、人事院規則又は条例でこれらより長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期間とする。に、「産後六週間」を「産後八週間」に、「十二週間（人事院規則又は条例でこれより長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間）」を「十四週間（多胎妊娠の場合にあつては、十八週間とし、人事院規則又は条例でこれらより長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間とする。）」に改める。

第五条中「六週間前」を「六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十週間）前」に、「産後六週間」を「産後八週間」に、「十二週間」を「十四週間（多胎妊娠の場合にあつては、十八週間）」に改める。

（妊娠の場合にあつては、十八週間）に改める。
（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十二条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第三条の規定により臨時に任用された者が、この法律の施行の際現に当該臨時の任用により勤務している場合における当該臨時の任用に係る任用の期間は、同条の規定にかかわらず、前条の規定による改正後の女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間を経過する日までの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、この法律の施行前に産後職務に復帰するに至つた国立又は公立の学校又は学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設に勤務する女子教職員でこの法律の施行の際産後六週間（人事院規則又は条例でこれより長い産後の休業の期間を定めている場合にあつては、当該期間）を経過していないものの出産に際しての当該学校又は施設の教職員の職務を補助させるためにした臨時の任用に係る任用の期間については、なお従前の例による。

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正）
第十三条 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「出産前六週間」の下に「（多胎妊娠の場合にあつては、十週間）」を加え、「出産後六週間」を「出産後八週間」に改める。

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）
第十四条 出産後六週間を経過する日がこの法律の施行前である女子である被共済職員については、前条の規定による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法第十一条第三項の規定は、適

用しない。

用しない。

2 この法律の施行前に出産後社会福祉施設の業務に従事するに至つた女子である被共済職員で、この法律の施行の際出産後六週間を経過していないものについては、前条の規定による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法第十一条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(家内労働法の一部改正)

第十五条 家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第二十条第二項及び第二十二條第一項中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に改める。

第二十三条中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

附則第二条第一項中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

(職業安定法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 職業安定法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第九条のうち、労働省設置法第十条第一項及び第二項の改正規定(同条第一項に係る部分に限る。中第三十一号、第三十二号)を「第三十号の二、第三十一号」に改める。

附則第七条の次に次の一条を加える。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正)

第七条の二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県労働局長」に改める。

第十六条第一項中「都道府県婦人少年室」を「都道府県労働局」に改める。

第十七条第二項中「労働大臣」を「都道府県労働局長」に改める。

第十八条中「都道府県婦人少年室」を「都道府県労働局」に改める。

第三十三条第二項及び第三十四条第一項中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県労働局長」に改める。

附則第十条中「都道府県労働基準局長」の下に「都道府県婦人少年室長」を加える。

附則第十四条中「及び地方家内労働審議会」を「地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第十七条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四十条第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の施行に関するところの他勤労青少年の福祉に関すること。

第四十条第三十一号中「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に、「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改め、同条第三十二号を次のように改める。

三十二 削除

第四十条第三十四号中「前三号」を「第三十一号及び前号」に、「婦人及び年少労働者」を「婦人労働者」に改める。

第五十条第四十一号中「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に、「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に改める。

者福祉対策基本方針、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針」に改める。

第九條第一項中「第三十一号から第三十三号まで」を「第三十号の二、第三十一号、第三十三号」に、「その他婦人及び年少労働者」を「その他婦人労働者」に改める。

第十條第一項中「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十四号の二の二中「船員に係る勤労婦人福祉対策基本方針」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)に基づいて、船員に關して女子労働者福祉対策基本方針及び事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針」に改める。

第五十七條第一項中「勤労婦人福祉法(昭和四十七年法律第百十三号)」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に、「基く」を「基づく」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

審査報告書

職業訓練法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年四月二十五日

社会労働委員長 遠藤 政夫

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、技術革新の進展等最近における経済社会情勢の変化に対応し、事業主による労働者の職業能力の開発・向上の多様な計画的な促進の奨励、公共職業訓練施設の円滑かつ効果的な運営の確保等のため、所要の措置を講ずることにより、労働者の職業生活の全期間を通じて職業能力の開発・向上を総合的・計画的に推進し得る制度の確立を図るものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

費用

本法施行に要する経費として、昭和六十年年度予算において、一般会計に約八十三億七千九百万円、労働保険特別会計雇用助成に約二十五億九千万円、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計石炭助成に約五千四百百万円が、それぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、技術革新の進展、高齢化等の諸情勢に対応し、訓練科、内容、施設、設備等の基準の弾力化を図り、機動的に職業訓練を展開できる体制を確立するとともに、指導員免許制度の総合的改善と研修制度の充実を図ること。また、特にME関連訓練の充実を努めること。

二、生涯能力開発給付金について、その充実や受付窓口の拡大等を図るとともに、有給教育訓練休暇制度等の活用を通じ、職業訓練が労働者の自発性を尊重するものになるよう、関係者を指導、援助していくこと。また、中小零細企業等において、訓練計画の策定や給付金の手続き等が円滑に行われるよう、公共職業訓練施設が相談等の援助に努めること。

三、公共職業訓練については、その内容の改善を

練及び技能検定を「行われる職業能力の開発」に、「都道府県職業訓練計画」を「都道府県職業能力開発計画」に改め、同条第二項中「都道府県職業訓練計画」を「都道府県職業能力開発計画」に、「あたつて」を「当たつて」に、「都道府県職業訓練審議会」を「都道府県職業能力開発審議会」に、「きく」を「聴く」に改め、同条第三項中「都道府県職業訓練計画」を「都道府県職業能力開発計画」に改める。

第七條中「職業訓練基本計画又は都道府県職業能力開発計画」を「中央職業訓練審議会又は都道府県職業能力開発審議会」に、「さいいて」を「聴いて」に、「について」を「その他関係労働者に係る職業能力の開発及び向上を促進するための措置の実施に關して」に改める。

第三章 職業訓練を「第三章 職業能力開発の促進」に改める。

第一節 職業訓練の実施を「第一節 事業主等の行う職業能力開発促進の措置」に改める。

第八條の見出しを削り、同条中「労働者は、」を「事業主は、その雇用する労働者が、」に、「受けること」を「受ける等職業能力の開発及び向上を図ること」に、「職業訓練を受ける機会を、その機会に、」を「事業主並びに国及び都道府県が行う職業訓練に關する」に、「次条及び第十條に定める」に、「配慮される」を「配慮する」に改め、同条第二号中「養成訓練を受けた労働者その他」を削り、「有する労働者」の下に、「職業に必要な基礎的な技能を有しなないものを除く。」を加え、同条の前に見出しとして「(多様な職業能力開発の機会の確保)」を付する。

第九條から第十四條までを次のように改める。

第九條 事業主がその雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者の業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第十六條第四項に規定する公共職業訓練施設その他

職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の設置する施設により行われる職業訓練を当該事業主の行う職業訓練とみなし、当該職業訓練を受けさせることによつて行うことができる。

第十條 事業主がその雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上を促進する場合には、前條の措置によるほか、必要に応じ、他の者の設置する施設により行われる職業訓練に関する教育訓練を受けさせること又は有給教育訓練休暇の付与その他その労働者が自ら職業に關する教育訓練を受ける機会を確保するために必要な援助を行うこと等によつて促進するものとする。

2 前項の「有給教育訓練休暇」とは、職業人としての資質の向上その他職業に關する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる有給休暇(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九條の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。)をいう。

(計画的な職業能力開発の促進)
第十一條 事業主は、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するため、前二條に定める措置に關する計画を作成するように努めなければならない。

(職業能力開発推進者)
第十二條 事業主は、労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者(以下「職業能力開発推進者」という。)を選任するように努めなければならない。

一 前條の計画を作成し、その計画の円滑な実施を図るための業務
二 第九條及び第十條に定める措置に關し、その雇用する労働者に対して行う相談、指導等の業務
三 事業主に対して、国、都道府県又は中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会(以下この号において「国等」という。)

により前條の計画の作成及び実施に關する助言及び指導その他の援助等が行われる場合にあつては、国等との連絡に關する業務
(認定職業訓練の実施)
第十三條 事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの(以下「事業主等」と総称する。)は、第三節及び第四節に定めるところにより、当該事業主等の行う職業訓練が職業訓練の水準の維持向上のための基準に適合するものであることの認定を受けて、当該職業訓練を実施することができる。

第十四條 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び労働者が職業訓練、技能検定等を受けることを容易にする等のために事業主の講ずる措置に關し、次の援助を行うように努めなければならない。

一 第二十七條第一項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。
二 委託を受けて職業訓練の一部を行うこと。
三 情報及び資料を提供すること。
四 第十一條の計画の作成及び実施に關する助言及び指導その他職業能力の開発及び向上の促進に關する技術的援助を行うこと。

五 職業能力開発推進者の講習の実施及び職業能力開発推進者相互の啓発の機会の提供を行うこと。
六 前各号に掲げるもののほか、第十六條第四項に規定する公共職業訓練施設を使用させる等の便益を提供すること。

2 国は、前項第三号及び第四号に掲げる援助を適切かつ効果的に行うために必要な施設の設置等特別の措置を講ずることができる。

3 第一項の規定により国及び都道府県が事業主等に対して援助を行う場合には、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行うものとする。

第十四條の次に次の二條を加える。
(事業主等に対する助成等)
第十四條の二 国は、事業主等の行う職業訓練の振興を図り、及び労働者に対する第十條第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他労働者が第十六條第四項に規定する公共職業訓練施設等の行う職業訓練等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

(職業能力の開発に關する調査研究等)
第十四條の三 国は、中央職業能力開発協会の協力を得て、職業訓練その他職業能力の開発及び向上に關し、調査研究及び情報の収集整理を行い、事業主、労働者その他の関係者が当該調査研究の成果及びその情報を利用することができるように努めなければならない。

第二十三條第一項中「公共職業訓練施設の行う職業訓練」を「公共職業訓練」に、「準則訓練」を「職業訓練」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公共職業訓練施設の長は、公共職業安定所長との密接な連携の下に、公共職業訓練を受ける求職者の就職の援助に關し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十七條から第二十二條まで並びに第三章第二節及び第三節の節名を削り、第二十三條の前に次の四條を加える。

(職業訓練の基準)
第十九條 公共職業訓練施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の労働省令で定める事項に關し労働省令で定める基準に従ひ、第十五條第一項各号に掲げる職業訓練を行うものとする。

昭和六十年五月十日 参議院會議録第十五号 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案外一件 五七二

2 前項の訓練課程の区分は、労働省令で定める。

(教材)

第二十條 公共職業訓練施設が行う第十五条第一項各号に掲げる職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)においては、労働大臣の認定を受けた教科書その他の教材を使用するように努めなければならない。

(技能照査)

第二十一條 公共職業訓練施設の長は、公共職業訓練(養成訓練のうち労働省令で定める訓練課程のものに限る。)を受ける者に対して、技能の照査(以下この条において「技能照査」という。)を行わなければならない。

2 技能照査に合格した者は、技能士補と称することが出来る。

3 技能照査の基準その他技能照査の実施に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(修了証書)

第二十二條 公共職業訓練施設の長は、公共職業訓練を修了した者に対して、労働省令で定めるところにより、修了証書を交付しなければならない。

第十六条中「発揮できるよう、」を「発揮することができるように」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国、都道府県及び市町村は、職業訓練の実施に当たり、関係地域における労働者の職業の安定及び産業の振興に資するように、職業訓練の開始の時期、期間及び内容等について十分配慮するものとする。

第十六条を第十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(名称使用の制限)

第十七條 公共職業訓練施設でないもの(第二十五条の規定により設置される施設を除く。)は、その名称中に職業訓練校、職業訓練短期大学校、技能開発センター又は身体障害者職業訓練

校という文字を用いてはならない。

第十五条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「第二項を」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 国、都道府県及び市町村が前条第二項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、当該施設内において行うほか、職業を転換しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該施設で行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることによつて行うことができる。

4 国、都道府県及び市町村が設置する前条第二項各号に掲げる施設(以下「公共職業訓練施設」という。)は、当該各号に規定する職業訓練を行うほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 公共職業訓練施設以外のものを行う職業訓練について援助を行うこと。

二 技能検定に関し、事業主等に対して施設を使用させる等の援助を行うこと。

三 開発途上にある海外の地域において事業を行う者に雇用される者の訓練を担当する者になろうとする者又は現に当該訓練を担当している者に対して、必要な技能を習得させるための訓練を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、職業訓練その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上に関し必要な業務で労働省令で定めるところのを行うこと。

第十五条を第十六条とし、同条の前に次の節名及び一条を加える。

第二節

国及び都道府県等による職業訓練の実施等
(多様な職業能力開発の機会の確保)
第十五条 国及び都道府県は、労働者が次に掲げ

る職業訓練その他多様な職業訓練を受ける等職業能力の開発及び向上を図ることができるよう、その機会の確保について、第十三条から前条までに定めるもののほか、この節に定める措置を通じて、配慮するものとする。

一 養成訓練

二 向上訓練

三 能力再開発訓練

2 前項の場合において、同項各号に掲げる職業訓練に関しては、国及び都道府県は、次の各号に掲げる施設を次条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。

一 職業訓練校(養成訓練(次号の労働省令で定めるものを除く。)、向上訓練及び能力再開発訓練を行うための施設をいう。以下同じ。)

二 職業訓練短期大学校(養成訓練(将来高度の技能を有する労働者となるために必要な基礎的な技能を習得させるための訓練課程の養成訓練として労働省令で定めるものに限る。))を行うための施設をいう。以下同じ。)

三 技能開発センター(向上訓練及び能力再開発訓練を行うための施設をいう。以下同じ。)

四 身体障害者職業訓練校(前三号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体に障害がある者等に対して行うその能力に適応した養成訓練、向上訓練又は能力再開発訓練を行うための施設をいう。以下同じ。)

第二十三条の次に次の節名を加える。

第三節

事業主等の行う職業訓練の認定等

第二十四条の見出しを「(都道府県知事による職業訓練の認定)」に改め、同条第一項中「事業主、事業主の団体若しくはその連合団体若しくは職業訓練法人、中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の営利を目的と

しない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの(以下「事業主等」という。))を「事業主等」に改め、「行う職業訓練」の下に「のうち養成訓練、向上訓練又は能力再開発訓練を加え、」第十條の規定による「を」を第十九条第一項の「に」に改め、同条第二項中「昭和二十二年法律第四十九号」を削り、「きく」を「略く」に改め、同条第三項中「第十條の規定による」を「第十九条第一項の」に、「行なわなく」を「行わなく」に改める。

第二十六條の次に次の一条及び節名を加える。

(準用)

第二十六條の二 第二十条から第二十二條までの規定は、認定職業訓練について準用する。この場合において、第二十一條第一項及び第二十二條中「公共職業訓練施設の長」とあるのは、「認定職業訓練を行う事業主等」と読み替えるものとする。

第四節

職業訓練指導員等
第二十七條第一項中「準則訓練」を「公共職業訓練及び認定職業訓練(以下「準則訓練」という。))」に、「並びに職業訓練」を「並びに職業能力の開発及び向上」に改め、同条第二項中「職業訓練」の下に「その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第十六条第五項(国が設置する公共職業訓練施設に係る部分に限る。))及び第七項並びに第二十三條第三項の規定は、職業訓練大学校について準用する。この場合において、第二十三條第三項中「公共職業訓練を受ける」とあるのは、「第二十七條第一項に規定する指導員訓練を受ける」と読み替えるものとする。

第二十七條の二 第二項中「教科」の下に、訓練時間を加え、同条第二項中「第二十四條を」を「第二二條及び第二十四條に、」同条第一項を「第二二條中「公共職業訓練施設の長」とあるのは「職業訓練大学校の長及び第二十七條の二第二項において準用する第二十四條第一項の規定に係る第二十七條第一項に規定する指導員訓練を行う事業主

等」と、第二十四条第一項に、「第十条」とあるのは、「を」第二十九条第一項とあるのは」に改める。

第二十八條第一項中「養成訓練及び能力再開
訓練に限る。」を「のうち養成訓練(第十五條第二
項第二号の労働省令で定めるものを除く。)及び能
力再開訓練」に改める。

第三十条の二を次のように改める。

(職業訓練指導員資格の特例)

第三十條の二 準則訓練のうち第十五条第二項第二号の労働省令で定める養成訓練における職業訓練指導員は、当該訓練に係る教科につき、第二十八條第三項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者として労働省令で定める者(同条第五項各号のいづれかに該当する者を除く。)でなければならぬ。

ければならない。

第二十八條第一項に規定する職業訓練のうち短期間の訓練課程の訓練その他の労働省令で定める訓練における職業訓練指導員については、当該職業訓練指導員が当該訓練に係る教科につき同条第三項各号に掲げる者に準ずる能力を有する者として労働省令で定める者(同条第五項各号のいずれかに該当する者を除く。)に該当するときは、当該教科に関しては、同条第一項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けた者であることを要しない。

第三十条の三及び第三十条の四を削る。

第三十三条各号列記以外の部分並びに同条第一及び第二「号中」「行なう」を「行う」に改め、同条第「号中」「職業訓練」の下に「その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十九条第一項中「変更」の下に「第三十五条第二項第四号に掲げる事項その他の労働省令で定める事項に係るものを除く。」を加え、同条に次の項を加える。

職業訓練法人は、第一項の労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたとき

は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第六十六條の二中「職業訓練及び技能検定」を職業能力の開発及び向上の促進に、「職業訓練及び技能検定の普及及び振興」を第五条第一項に規定する職業能力の開発（第六十九條第一項において単に「職業能力の開発」という。）の促進に改める。

第六十九條第一項第一号及び第三号から第五号までの規定中「及び技能検定」を、「技能検定その他職業能力の開発」に改め、同項第六号中「職業訓練及び技能検定の推進」を「職業能力の開発の促進」改める。

第八十六條中

第八十六条の二中「職業訓練及び技能検定」を「職業能力の開発及び向上の促進」に、「職業訓練及び技能検定の普及及び振興」を「第五条第一項に規定する職業能力の開発以下単に「職業能力の開発」という。）の促進」に改める。

元」という。)の促進」に改める。

第八十九条第一項第一号、第五号及び第六号中「技能検定」を、「技能検定その他職業能力の
及び技能検定」を、「技能検定その他職業能力の
及び技能検定」に改め、同項第七号中「職業訓練及び技能検
定の促進」を、「職業能力の開発の促進」に改める。

第九十四条中「第八十条第三項」を「第七十五条

「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

「第七章 職業訓練審議会」を「第七章 職業能

「開発審議会」に改める。

第九十五条の見出しを「中央職業能力開発審議会」に改め、同条第一項中「中央職業訓練審議会」を「中央職業訓練審議会」に改め、同条第二項中「中央職業訓練基本計画その他職業訓練及び職業能力開発基本計画その他職業能力開発」を「職業訓練基本計画その他職業訓練及び職業能力開発基本計画その他職業能力開発」に改め、同条第三項中「中央職業訓練審議会」を「中央職業能力開発審議会」に改め、同条

第七項中「行なう」を「行う」に改め、同条第八項中「中央職業訓練審議会」を「中央職業能力開発審議会」に改め、同条第十二項中「中央職業訓練審議会」に、職業訓練及び技能検定を、中央職業能力開発審議会に、職業能力の開発に改める。

第九十六条中「中央職業訓練審議会」を「中央職業能力開発審議会」に改める。

第九十七条の見出しを、「(都道府県職業能力開発審議会)」に改め、同条第一項中「(都道府県職業訓練審議会)」を「(都道府県職業能力開発審議会)」に改め、同条第二項中「(都道府県職業訓練審議会)」を「(都道府県職業能力開発審議会)」に、「(都道府県職業訓練計画その他職業訓練及び技能検定)」を「(都道府県

職業能力開発計画その他職業能力の

同条第三項中「都道府県職業訓練審議会」を「都道府県職業能力開発審議会」に改める。

第九十八条中「事業主等の行なう職業訓練に関する援助その他職業訓練」を「第十四条第一項の規定による援助その他職業能力の開発」に改める。

第九十九条中「身体障害者職業訓練校」の下に

第九十九条中「身体障害者

「の施設及び設備」を加える。
第九十九条を第九十八条の二とし、同条の次に
次の一条を加える。
(交付金)

第九十九条

条に規定する職業訓練校及び身体障害者職業訓練校の運営に要する経費の財源に充てるため、都道府県に対し、交付金を交付する。

2 労働大臣は、前項の規定による交付金の交付

については、各都道府県の雇用労働者

職者數(中学校又は高等学校を卒業して就職する者の數を含む。)を基礎とし、職業訓練を緊急に行ふことの必要性その他各都道府県における前条に規定する職業訓練校及び身体障害者職業訓練校の運営に関する特別の事情を考慮して、政令で定める基準に従つて決定しなければならぬ。

第九十九条の二中「第三十条の三第一項、第三十

条の四」を「第十四条第一項（身体障害者職業訓練校に係る部分を除く。）、第十四条の二」に改める。

第二百二条中、「認定職業訓練」の下に、「(第二十七条の二第二項において準用する第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練を含む。以下同じ。)」

を加え、「行なう」を「行う」に改める。
第百七条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第三十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
第百八条中「第十四条第二項」を「第十七条」に改める。

附 則

（施行期日）

附
則

第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第九十九条の改正規定、同条を第九十八条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条、附則第十条、附則第十五条及び附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

〔職業訓練計画に関する経過措置〕

(職業訓練計画)に関する経過措置

第二条 この法律の施行の際現に改正前の第五条又は第六条の規定により策定されている職業訓練基本計画又は都道府県職業訓練計画は、それぞれ改正後の第五条又は第六条の規定により策

定された職業能力開発基

業能力開発計画とみなす。

(認定職業訓練に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に改正前の第二十四条第一項の規定によりされた認定は、改正後の第

二十四条第一項の規定によりされ

す。

(定款又は寄附行為の変更に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に改正後の第三十九条第一項の労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更について行われた改正前の第三十九条第一項の認可の申請は、改正後の第三十九条第三項の届出とみなす。

2 この法律の施行前に行われた前項に規定する

定款又は寄附行為の変更(同項に規定する申請が行われたものを除く)は、改正後の第三十九条第三項の規定の適用については、この法律の施行の日に行われたものとみなす。

(職業訓練審議会に関する経過措置)

第五条 改正前の第九十五条又は第九十七条の規定による中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓練審議会は、それぞれ改正後の第九十五条又は第九十七条の規定による中央職業能力開発審議会又は都道府県職業能力開発審議会となるものとする。

(職業訓練施設の経費の負担等に関する経過措置)

第六条 改正後の第九十九条の規定は、昭和六十年年度の予算に係る交付金から適用し、昭和五十九年度以前の年度の予算に係る改正前の第九十九条の規定に基づく負担金については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(労働基準法の一部改正)

第九条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七十条中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改め、「第二十四条第一項」の下に「同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

(地方財政法の一部改正)

第十条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第九号中「身体障害者職業訓練校」の下に「施設及び設備」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第三号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改め、同項第二十三号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

附則第十五条第八項中「職業訓練法第三十一条」を「職業能力開発促進法第三十一条」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十二条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改め、「公共職業訓練施設」の下に「若しくは職業訓練大学校」を加える。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十三条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ト中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「第十五条第二項又は第三項」を「第十六条第一項又は第二項」に改める。

(最低賃金法の一部改正)

第十四条 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第十五条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「第九十九条」を「第九十八条の二」に改め、「による負担」の下に「及び同法第九十九条第一項の規定による交付金の交付」を加え、「負担する」を「補助する」に改める。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第十六条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項を次のように改める。

事業団は、第十九条に規定する業務のほか、職業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。)の施行の際現に、昭和六十年改正法による改正前のこの項の規定により昭和六十年改正法による改正前の職業訓練法第十四条第一項に規定する職業訓練施設として設置している高等職業訓練短期大学校又は技能開発センターへ転換させるまでの間、昭和六十年改正法による改正後の職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。次項において「職業能力開発促進法」という。)第十六条第四項に規定する公共職業訓練施設として、なお引き続き、その設置及び運営を行うことができる。

附則第十八条第二項中「新職業訓練法第十四条第一項第一号に掲げる」を「職業能力開発促進法第十五条第二項第一号に規定する」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号ハ中「行」を「職業訓練法」を「行」職業能力開発促進法に改める。

別表第一第一号の表職業訓練法人の項根拠法の欄、中央職業能力開発協会の項根拠法の欄及び都道府県職業能力開発協会の項根拠法の欄中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表職業訓練法人の項根拠法の欄、中央職業能力開発協会の項根拠法の欄及び都道府県職業能力開発協会の項根拠法の欄中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十四の項根拠法の欄及び非課税の登記等の欄中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

(勤労青少年福祉法の一部改正)

第二十一条 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「第十条」を「第二十七条第一項」に改める。

(労働安全衛生法の一部改正)

第二十二条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第四項中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改め、「第二十四条第一項」の下に「(同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

(雇用保険法の一部改正)

第二十三条 雇用保険法(昭和四十九年法律第一百十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第十四条第一項に規定する職業訓練施設」を「公共職業訓練施設」に改める。

第六十三条第一項第一号中「職業訓練法第二十四条第一項」を「職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十三条」に、「第九条第二項」を「第十一条」に改め、「第二十四条第三項」の下に「(同法第二十七条の二第二項において

て準用する場合を含む。」を、「認定職業訓練」の下に「第五号において「認定職業訓練」という。」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 職業能力開発促進法第十条第二項に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に對して、必要な助成及び援助を行うこと。

第六十三条第一項第五号中「職業訓練法第九條第二項」を「職業能力開発促進法第十一条」に改め、「同法第二十四条第三項に規定する」を削る。

(國際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第二十四条 國際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「第九十九條」を「第九十八條の二」に改め、「による負担」の下に「及び同法第九十九條第一項の規定による交付金の交付」を加え、「負担する」を「補助する」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第二十五条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第五十二号中「職業訓練基本計画」を「職業能力開発基本計画」に改め、同条第五十四号中「免許の下に」その他の資格を加え、同条第五十七号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

第五條第六十二号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「職業訓練基本計画」を「職業能力開発基本計画」に改め、同条第六十三号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「行う職業訓練」を「設置する公共職業訓練施設」に改め、同条第六十五号及び第六十六号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

○遠藤政夫君登壇、拍手

昭和六十年五月十日 参議院會議録第十五号 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案外一件

案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本法草案の主な内容は、第一に、勤労婦人福祉法の名称を、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律に改めるとともに、その内容を男女の均等な機会及び待遇の確保の促進を図るという観点から抜本的に改正することであり、すなわち、募集、採用、配置、昇進について女子と男子を均等に扱うよう努めなければならないことと、定年、解雇について女子であることを理由として差別的取り扱いをしてはならないこと等事業主の責務を新たに規定するほか、男女の均等な取扱いに関する紛争解決のための措置、妊娠、出産、育児のための一たん退職し再就職をしようとする女子の就業の援助の措置等を定めております。

第二に、労働基準法を改正し、妊娠、出産にかかわる母性保護措置を拡充する一方、それ以外の女子保護措置についても廃止または緩和することであり、すなわち、産前産後休業の延長等を行う一方、女子の時間外・休日労働の規制、深夜業の規制、危険有害業務の就業制限等について、現行規制を廃止または緩和することとしております。

委員会におきましては、公述人からの意見聴取を行うとともに、女子の労働権、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約と本法案との関係、募集、採用等に関する事業主の努力義務規定、機会均等調停委員会の調停の問題、深夜業禁止の一部解除、育児休業の普及等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願いたいと思ひます。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民會議を代表し佐々木理事より、目的、基本的理念、見直し規定に関する修正案が、また、日本共産党を代表し安武委員より、本法草案の全部を修正する修正案が、それぞれ提出されました。

次に、討論に入りましところ、日本社会党、公明党・国民會議、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘より、それぞれ原案並びに自由民主党・自由国民會議及び日本共産党提出の両修正案に反対、自由民主党・自由国民會議より、原案並びに自由民主党・自由国民會議提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案に反対、日本共産党より、原案並びに自由民主党・自由国民會議提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成多数をもって否決され、自由民主党・自由国民會議提出の修正案並びに修正部分を除く原案は多数をもって可決され、本法草案は修正議決すべきものと決しました。

次に、職業訓練法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法草案の主な内容は、法律の名称を、職業能力開発促進法に改めるとともに、職業能力開発促進法の基本理念について、職業生活の全期間を通じて、段階的、体系的に行われるものとして明確にすること、職業能力開発推進者の制度を新たに設け、事業内における開発促進体制を整備すること、公共職業訓練施設について、委託訓練の積極的活用及び訓練基準の弾力化を図るよう改めると、都道府県立職業訓練施設の運営費の補助方式を負担金方式から交付金方式に改めること等であり、委員会におきましては、技術革新、高齢化社会の進展に対応する職業訓練の拡充、公共職業訓練のあり方、職業能力開発推進者の選任、都道府県立職業訓練施設の運営費補助方式の改正等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましところ、日本共産党より原案に反対する旨の意見が述べられ、討論を終わり、採決の結果、本法草案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいま委員長報告がありました。議案のうち、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に対し、討論の通告がございします。順次発言を許します。糸久八重子君。

〔糸久八重子君登壇、拍手〕

○糸久八重子君 ただいま議題となりました雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に対し、私は、日本社会党を代表いたしまして、反対の立場で討論を行います。

國際的世論の中で、少なくとも経済的には先進国と評価されている我が国は、経済のみならず、政治的にも文化的にも、そして世界平和に對しても、その影響力は非常に大きなものになっていることは御承知のとおりであります。こうした我が国の目覚ましい発展については、額に汗して働いている労働大衆の存在は無視することはできません。とりわけ一九六〇年代のいわゆる高度経済成長期とそれに伴う産業構造の変化の中で目覚ましい職場進出を果たしてきた女子労働者は、今日では千五百十三万人、全雇用労働者の三五%を占めるに至っています。今や女子労働者なくして我が国の経済発展があり得ないことは、だれの目にも明らかになっております。

そもそも男女の平等は、基本的人権としての人間の尊厳に由来し、一九四八年の世界人権宣言にもうたわれ、また我が国が一九八〇年に批准した國際人權規約にも掲げられた人類普遍の原理であります。その原理にのっとり、一九七九年の國連

五七五

昭和六十年五月十日 参議院會議録第十五号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案外一件

五七六

総会で採択されたのが女性差別撤廃条約であり、我が国政府もこれに署名し、ことし七月にケニアで開催が予定されている国連婦人の十年最終年世界会議までに批准することを公約しているわけであります。

この条約の批准加入国は既に六十六カ国にも達し、多くの国々で男女平等実現のための国内法が制定されており、先進国の中でもいまだに条約を批准せず、国内法が制定されていないのは我が国だけと言っても過言ではありません。したがって、我が国において女性差別撤廃条約の批准と男女雇用平等法の制定が急がれているわけであり、政府提出の法律案は、条約の精神に反し、女子労働者の置かれていた現状に対する配慮に欠けるものであり、数々の問題点を表明せざるを得ないのであります。

問題の第一は、その立法形式、立法方法についてであります。

今、求められている法律は、基本的人権としての平等権が雇用の分野においても確立されるべきであり、労働権は女性にも保障されるべきことを明らかにした新たな権利保障法でなければなりません。ところが、政府案は、現行の労働婦人福祉法の改正という形をとり、男女の均等な機会及び待遇の確保を女子労働者の福祉の概念で包み込んである点、極めて人権感覚に欠け、後退した内容であると断定せざるを得ません。

そもそも労働婦人福祉法は、一九六五年に採択されたILOの家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告に対応する形で立法されたものであります。雇用における男女平等を実現するための法律は本来単独立法すべきであるにもかかわらず、働く婦人の福祉増進を目的とする労働婦人福祉法の枠組みの中へ立法目的の異なる雇用における男女平等を持ち込むことは極めて不当であります。このような政府の態度は、条約の趣旨を歪曲し、雇用における男女平等に対し真剣に取り組む姿勢が全く見られないのであります。

問題の第二は、男女の雇用差別撤廃の規制措置に実効性がないことであります。

政府案は、雇用のすべての段階で女子差別を禁止するといふものになっておらず、募集、採用、配置、昇進については企業の実力責任にとどめ、教育訓練や福利厚生も限定的な禁止でしかありません。これでは女子労働者は肝心の雇用の入り口で差別され、狭き門をくぐってやっと雇用されたとしても、昇進昇格などすべての差別につながってしまふのは現実であります。真の男女雇用平等を実現するためには、募集、採用から定年、退職、解雇に至る雇用のあらゆるステージを禁止規定とすることこそが、女子差別撤廃条約の趣旨に合致するものでないのでしょうか。

問題の第三は、女子労働者が不当な差別を受けた場合の救済措置が貧弱なことであり、政府案では、苦情処理については労使の自主的解決にゆだねてしまい、紛争解決の援助について都道府県婦人少年室長には是正命令権が与えられておらず、機会均等調停委員会にいたしまして、使用者が応じなければ全く機能しないものであります。自主的な解決を基調とする行政指導と形だけの調停制度だけでは、弱い立場に立たされている女子労働者を救済することができず、差別を放置するものでしかありません。差別からの救済を迅速に図るため、是正命令の出せる行政機関を設置すべきことを強く主張するものであります。

問題の最後は、労働基準法の改悪がセットされていることでもあります。特に、女子労働者の時間外労働について、いわゆる工業的職種については、現行の一日二時間、週六時間という規制を外し、深夜業についても、食料品製造加工などに従事する短時間労働者は規制から外すなど、女子労働者保護規定を大幅に改悪していることは大きな問題であります。このような労基法の改悪は、母性と健康を破壊するばかりでなく、家庭崩壊をもつくり出し、現

実に家庭責任を背負わされている女子労働者は、常用労働者として働き続けることは一層困難となり、不安定なパートタイム労働者が急増することは火を見るよりも明らかであります。労働基準法の抜本改正は既に日程に上っていることであり、女子保護規定については、その改訂で男子労働者の労働条件の改善とあわせて検討すべきものであります。

しかも、労働基準法改正に当たって要請されていることは、中小零細下請企業への配慮措置を講じつつ、男女ともに健康で文化的な生活が営めるよう、また男女ともに家庭責任が果たせるよう、労働時間を短縮し、時間外労働を規制し、有給休暇を欧米並みにふやし、深夜業についてはどうしても社会的に必要なもの以外は原則として認めないという措置であります。これによって、急増しているパートタイム労働者にも常用労働者となる道が開かれるのであります。とりわけ、現在、日本の長時間労働が国際的に非難され、貿易摩擦の要因ともなっており、その観点からもこの改善が求められているにもかかわらず、むしろこれに逆行する措置を講ずるとは、まさに言語道断と言わなければなりません。

この際申し添えておきたいことは、自民党による若干の修正についてであります。これは修正とはいふものの、政府案の基本的内容を何ら変更するものではなく、むしろ国民の目をごまかそうとするものと言わざるを得ません。

以上指摘したような重大な問題点を抱えたまま立法化が强行されるならば、恒久平和と基本的人権の尊重を高く掲げた、世界に誇る憲法を持つ我が国の歴史に重大な汚点を残すことになると思つても過言ではなく、自民党政府はその責を負うことになることをここに強く指摘しておきたいと思ひます。

女性の地位は、その国の民主主義発展のバロメーターと言われております。かつての婦人参政権にも並び称せられるべき男女雇用平等法は、形ばかりで実のない法律であつてはなりません。経済大国と言われる我が国が権利後進国であつてよいでしょうか。

我が党は、七年前に独自に男女雇用平等法を作成し、繰り返し雇用の分野における男女平等を実現するための法律の制定が必要であることを訴えてまいりました。そして、百一国会に政府案が提出されるに至って、労働四団体及び全労協や婦人四十八団体を始め、広範な女性たちの統一した要請にこたえ、他の野党との共同歩調のために努力してまいりました。

すなわち、衆議院においては他の三党とともに共同対案を提出し、参議院においてもこれを基本として政府の姿勢及び政府案の問題点を追及いたしました。この共同対案こそ広範な女性たちの切実な願いにこたえるものであり、その成立こそが統一した要求であることを訴えるものであります。

○議長(木村睦男君) 糸久君、時間が経過しております。

○糸久八重子君(統) 我が党は、今後とも女性差別撤廃条約の完全批准と、実効ある男女雇用平等法の制定を強く求める女性たちの切実な声にこたえ、他の野党と手を携えつつ、雇用の分野における男女平等実現のために奮闘する決意であることをここに改めて申し添え、改めて政府案に反対であることを表明して、討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 山東昭子君。

○山東昭子君登壇、拍手。

○山東昭子君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に賛成の意を表するものであります。

御承知のとおり、近年の我が国における女子の職場進出は目覚ましく、その数は一千五百十八万人、雇用労働者の三人に一人は女子であり、我が国の経済社会の発展を支える重要な役割を担って

おります。このような女子労働者の増加の背景には、我が国経済の情勢化、サービス化などの構造変化の進展により、女子労働力に対する需要が堅調に伸びていること、女子の社会参加意欲、特に働きたいという意欲が高まっていることがあります。女子の就業意欲が高まっているのはライフサイクルの大きな変化によるものと考えられます。

すなわち、かつて多くの女子は子供を五、六人産み育て、生涯の大半は子育てにかかわっていた時代もありました。ところが、今や人生八十年時代に入っており、一方、一人の女子が産み育てる子供の数は二人程度となっており、したがって、末の子が小学校に入学して育児が一段落する三十代半ばから四十代まで、これをいかに生きるかは女子にとって、また社会全体にとっても大変大きな問題であります。

このような社会情勢の変化により、結婚、出産までしか働かない者が減っている一方、生涯働き続ける者、結婚、出産により職業生活を一時中断した後再び就業する者がふえております。ドイツの哲学者リップスは、「人はでたらめに婦人の能力を否定せずに、確実なる経験にこれを決定させる必要がある。そのためには、女性にその力を試せばならない。」と言っております。こうした考え方は、昭和生まれの年代が占めてきた日本でも徐々に定着しつつあります。

一方、国際的には本年は国連婦人の十年の最終年に当たります。この間、各国とも婦人の地位の向上のための努力を積み重ねてきており、西側先進主要国はほとんどこの国において雇用の分野における男女の機会均等を確保するための法制が整備されております。このような世界的な潮流の中で、経済先進国でもあり、かつ国際協調を基本とする我が国といえども、この問題に積極的に取り組むことが必要であると存じます。

特に、昭和五十四年に国連で採択され、翌五十五年には我が国も署名いたしました女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約につきましては、政府は本年七月にナイロビで開催される世界婦人会議には本条約の批准を済ませて臨みたいとしております。条約批准のための条件整備が一日も早く急がれるところであります。

今回の政府案の主要な柱である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の促進のための措置については、募集、採用、配置及び昇進に関しては、男女の均等な取り扱いについて事業主の努力義務として規定し、業務の遂行に必要な基礎的な教育訓練、福利厚生及び定年、退職、解雇に関しては差別的取り扱いを禁止しております。

これは、この法制整備のため六年余の長期にわたる審議を行った公労使の三者構成による婦人少年問題審議会の基本的考え方、すなわち、法的整備の検討に当たっては、現状固定的な見地ではなく、長期的な展望の上に立つて行うことが必要であるが、法律の制定、改廃を行う場合には、その内容は将来を見通しつつも現状から遊離したものであってはならず、女子労働者の就業実態、職業意識、我が国の雇用慣行、女子の就業に関する社会的意識等の我が国の社会、経済の現状を踏まえたものとする必要があるとの考え方に沿ったものであります。

また、職場において男女の均等な取り扱いをめぐる紛争が生じた場合の解決方法としては、事業主による自主的解決の努力、婦人少年室長の助言、指導または勧告による紛争の解決の援助、機会均等調停委員会による調停について規定しており、これらの規定により紛争の迅速、簡便な解決が図られるものと考えます。

次に、政府案では、妊娠、出産、育児を理由として退職した女子で再就職を希望する者の円滑な再就業を図るため、再雇用特別措置の普及等の再就職の援助のための規定を設けるとともに、乳幼児を抱えた女子が就業を継続することができるよう、育児休業の一層の普及促進のための援助措置

の規定を新設することとしております。

次に、女子保護規定についてであります。今回の政府案では、妊娠及び出産に係る母性保護措置を拡充する一方、それ以外の女子保護規定は緩和することとしております。女子保護規定については、これが制定された時代と比べますと、女子の体位や社会的地位も向上したことを考え、母性保護措置を除き、見直すべき時期に来ていると考えます。しかも、このような保護は、女子の職業選択や能力発揮の機会を妨げる結果をもたらす場合があり、男女の均等な取り扱いは相入れないものでございます。

今回の政府案においては、婦人少年問題審議会の建議において、労働時間を初めとした労働条件等労働環境、女子が家事、育児等のいわゆる家庭責任を負っている状況、女子の就業と家庭生活との両立を可能にするための条件整備の現状等を考慮することが必要であるとされたことを十分踏まえた上で改正を行うもので、意義あるものだと考えます。

以上の理由により、私は内閣提出法案に賛成するものであります。

最後に、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保は、法制上の整備だけで実現するものではないと思っております。女子自身の職業能力の開発と職業意識の向上が不可欠であることは言うまでもありませんが、これにあわせて男女の固定的な役割分担についての意識の解消が必要であることとを述べたいと思っております。

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、昨年実施された世論調査で初めて、「同感しない」「同感する」を上回ったところでありますが、家庭責任は男女共通の問題であるという認識が社会全体のコンセンサスにならない限り、真に男女が同一基盤に立つて働くことは難しいと思っております。男女雇用機会均等法案の制定を契機として、理由なく女性をべつ視する男性と、都合のよい権利だけを強調する女子労働者の意識とを自覚めさせ、職場における男女の機会均等が進むことは大きな前進であると考えます。

同時に、男女平等を叫ぶ人たちに申し上げたい。そんな理想の低いことではなく、国家の中で、また、あらゆる職場において、あの人がいなければこの問題は解決できないと言われるような、真のキャリアウーマンを目指して我々女性は粘り強く行動していかなければならないと思っております。その道は険しく、鬼も蛇も出るかもしれませんが、しかし、その道程を乗り越えるために女子が団結して情熱の火を絶やさぬことを期待いたします。私の討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 中西珠子君。
〔中西珠子君登壇、拍手〕
○中西珠子君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案について、政府原案並びに修正案に反対の立場から討論をいたします。

自由民主党提出の修正案によりまして、勤労婦人福祉法改正部分の第一条、目的、第二条、基本理念、第四条、関係者の責務等が多少修正されましたことは一応評価いたします。しかしながら、私どもが指摘してまいりました多くの問題点が原案にそのまま残されている状況では、反対を表明せざるを得ないのであります。多くの働く婦人たちは、この政府原案並びに修正案では、雇用上の平等を確保できないばかりか、労働条件は現状よりも悪くなることと失望、落胆いたしました。以下、私どもの反対の理由を簡単に申し述べます。

第一に、原案は、募集、採用、配置、昇進における女性差別が大変深刻であるにもかかわらず、差別を禁止せずに使用者の単なる努力義務にとどめていることとあります。これは、差別は人間としての尊厳と基本的人権を侵すものであるとして、女性に対するあらゆる

昭和六十年五月十日 参議院會議録第十五号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案外一件 五七八

形骸の差別を禁止するよう求めている女子差別撤廃条約第二条(b)の要請を満たすものではありませんが、また、欧米先進資本主義国は一九七〇年代から相次いで男女雇用平等法を制定し、雇用のあらゆる段階において性別を理由とする差別を禁止しているのに比べて、政府原案は日本の後進性を世界にさらけ出すものであります。私どものたび重なる要求にもかかわらず、女性の勤続年数が短いという理由を以て、募集、採用、配置、昇進における差別を禁止しようとし、政府原案は、使用者側の女子労働者に対する差別的な雇用管理を温存するものにほかなりません。

第二に、差別を受けた女性を救済するための原案の措置は、全く実効性に欠けるものであります。

条約の第二条(c)は、差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保するよう要請しているにもかかわらず、原案では是正命令権のある効果的な救済機関が設けられておりません。原案にあるような、調査権もない上、使用者側の同意がなければ調停を始めることもできない機会均等調停委員会では、全く心もとなない限りであります。この委員会は、たとえ調停案を作成して受諾を勧告できても、受諾期間の定めもなく、迅速、効果的に婦人を差別から保護するのに役立つものとは思えません。

第三に、原案には不利益取扱禁止規定が欠如していることであります。

差別を受けた婦人が差別を訴え出たことにより解雇その他の不利益な取り扱いを受けないという保障がなければ、婦人は不当な差別を受けても首になるのを恐れて訴えて出ることができないではありませんか。

第四に、労働基準法の女子保護規定の改正が抱き合わせになっていることであります。

子保護規定を改正する必要があると主張していますが、一週四十時間労働が既に定着しているヨーロッパにおいてさえ、女子保護法規はそのまま残して条約を批准している国もあれば、留保して批准している国もあるのです。ところが、日本では国際的に非難されている男性の長時間労働を政府は改善しようとはせず、今回、女子差別撤廃条約の批准に便乗して、女子の時間外労働規制や深夜業の禁止を大幅に緩和し、さらに危険有害業務就業制限の廃止や坑内労働禁止の緩和などを図っています。これでは働く婦人の健康や安全は脅かされ、特に家庭責任を持つ婦人はパートや派遣労働者にならざるを得ない状況に追い込まれることは必至であります。

女子保護規定の改正は、十分な調査を行った後に労働基準法全体の見直しの中で行われるべきであり、現在、貿易摩擦の一因ともなっている男性の長時間労働や女性の低賃金の是正がまず先決問題であります。男女ともに労働時間を短縮し、健康と安全が確保できるように労働条件の改善を行い、真に人たるに値する生活をすべての労働者に保障することこそ政府の責任ではないでしょうか。

最後に、原案では省令への委任事項が二十近くあり、内容的に重要な箇所や微妙な点のほとんどが省令への委任という形で先送りになっております。政府は婦人少年問題審議会に諮って省令を定めると答弁しておりますが、足かけ七年にわたる審議の末、三論併記の建議しか出し得なかった審議会の力関係を見ても、省令の内容が果たして働く婦人の福祉につながるかどうか大変憂慮されるところであります。

以上、反対の主な理由を簡単に申し述べましたが、公明党・国民会議は、基本的人権としての雇用上の平等並びに男女ともにゆとりのある人間らしい生活の確保のため一層努力することを決意している旨申し上げまして、私の反対討論を終えます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 小笠原貞子君。

○小笠原貞子君登壇(拍手)

○小笠原貞子君 私は、日本共産党を代表して、政府提出のいづゆる男女雇用機会均等法案に対して反対討論を行います。

一九八〇年の世界婦人会議に向けての国連の報告は次のように述べています。「婦人は世界人口の二分の一を占め、世界総労働時間の三分の二を働いている。その反面、婦人は全世界の総収入のわずか十分の一、世界の富の百分の一も所有していない」と。私はこの指摘をまことに重大なものとして受けとめました。なぜなら、このことは我が国の働く婦人にも当てはまるものであり、ここにすべての働く婦人の置かれている差別の現状がリアルに表現されているからです。

思えば、日本経済発展の陰では、紡績の女工哀史に見るように、娘たちには命を削る労働が強いられ、経済大国と言われる日本において、男女賃金差別も拡大するなど働く婦人は依然として低い地位に置かれています。人間として生きる権利に男女の差別はないはずですが、また、その能力においても、生まれながらの男女の差別はないのです。婦人たちはみづからの能力を生かして社会に貢献したいと願っています。そのために、真の男女雇用平等法の制定を求めているのです。

それは、母性の保護を当然の前提として、雇用機会、賃金、昇進昇格等、職業生活のすべての面で男性と同等の機会、権利を保障するものでなければなりません。そのことは婦人労働者の人格的尊厳の確立、女性の能力の全面的な開花、発揮を保障し、民主主義の発展と社会進歩に貢献することになるのです。だからこそ世界人権宣言は、「すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利について平等である」と宣言し、性別による差別を禁止することを高らかにうたったのです。また、国連の、女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約も、「女子に対する差別は、

権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するもの」であり、「社会及び家族の繁栄の増進を阻害するもの」と明記し、国際的にも確認されているのです。それにもかかわらず、政府が提出した本法案は、こうした差別撤廃の目的や理念から全くかけ離れ、婦人の願いにこたえないばかりか、財界の労働政策に追随し、時代に逆行する不当きまりないものであります。

特に指摘しなければならぬのは、平等の名のもとに労働基準法の改悪を強行するという極めて悪質な法案であり、同時に男女平等の実効性のないものであるからです。我が党が反対する基本的な理由もここにあります。

すなわち、本法案の不当性の第一は、条約の第四条二項、「母性保護を目的とする特別措置を締約国がとることは、差別とみなしてはならない」と明記されているにもかかわらず、現行労働基準法の女性の時間外・休日労働の制限、深夜業の原則的禁止、生理休暇などの母性保護規定を大幅に後退させるものとなっていることであります。最近発表された政府の婦人白書でさえ、妊娠死亡率は欧米諸国と比較するといまだに数倍の高率にあると指摘し、長時間労働や深夜業が健康によくないこと、特に母性破壊につながることは、政府自身が意見を求めた専門家会議の報告でも医学的に証明されているではありませんか。

既に周知のように、西欧諸国では週四十時間労働制、週休二日制が実施され、イタリア、フランスでは三十五時間制が現実的課題となっているのであります。ところが我が国では、いまだに四十八時間制、ヨーロッパ諸国に比べ年間三百時間も多い長時間労働を強いられ、週休二日制もヨーロッパやアメリカでは既に一〇〇％普及している状況の中で、我が国はわずか二五％しかすぎません。この上、女性の保護規定を緩和し、労基法の改悪を許すならば、婦人労働者に一層の長時間労働が押しつけられることになるのは明白であります。

それはとりもなおさず、婦人の働く権利を脅かすばかりか、母性の健康を損ない、両親の長時間労働により健全な家庭生活は脅かされ、子供の非行、家庭崩壊の危機を増幅させることになり、しかもこのような婦人労働者への攻撃は、単に女性だけの問題にとどまらず、男性を含めたすべての労働者が戦後の民主主義と労働運動の中で着実に築き上げてきた基本的権利を侵すものであり、我が党は断じて容認できないのであります。

反対理由の第二は、男女雇用の平等を具体的に実現するための実効ある保障が欠如しているという重大な欠陥を持っていることとあります。

すなわち、本法案は、禁止する差別の対象を非常に狭い範囲に限定しているばかりか、募集、採用や雇用された後の配置や昇進など雇用の全過程において必要な制約や罰則を欠いているなど、不当な差別を具体的に一切なくすという保障はなく、単に企業の努力義務規定にとどめているため、事実上は男女差別が温存されることになりかねないのであります。だから、我が党は、労働基準法改悪部分を全面削除し、さらに実効性ある男女雇用の平等を実現するための抜本的な修正案を提出いたしました。この修正案こそは真に婦人の願いにこたえるものであります。しかし、各党の賛同を得られなかったことはまことに遺憾と言わざるを得ません。

この法案が提出されて以来、雨の日も風の日も、日本全国から厳しい職場での時間をやりくりして国会に駆けつけてきた数千人、いや千数百人の姿を私は思い出すにはいられません。これほど多くの婦人たちがみずから行動に立ち上がったのは国会史上初めてのことであり、それは進歩と革新の伝統を受け継ぐ輝かしいものとして歴史に残るものとなるでしょう。その婦人たちの「労働基準法改悪反対、実効ある雇用平等法制定を」という主張は、婦人自身の問題にとどまるものではありません。それは未来を担う子供たちのために、そして人類社会発展に貢献することの喜びと誇りを持つ者としての叫びなのであります。今回の闘いの経験を通して、婦人たちは一層の力を蓄え、やがて真の男女雇用平等を確立させるであろうことを私は確信するものであります。

私は、こうしたすべての婦人たちの熱い願いを込めて、本法案に対する反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(木村睦男君) 抜山映子君。

〔抜山映子君登壇、拍手〕

○抜山映子君 私は、民社党・国民連合を代表して、政府提出の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に反対の立場から討論を行うものであります。

憲法第十四条は、すべて国民は性別により差別されないことを明記しておりますが、就労、勤労の分野では依然として男女間の差別が存するのは残念ながら衆目の認めるところとあります。政府は、昭和五十五年に女子差別撤廃条約に署名し、国内準備体制を整えて、本年までに批准することを決定いたしました。ところが、この五年間、政府の活動にはまことに遅れたものがあり、このたび批准のタイムリミットを目前にして急遽提出したのが本案であります。この法案は、我々の期待したいわゆる雇用平等法とはほど遠く、従来、有名無実のそりがあつた勤労婦人福祉法に接ぎ木した形のものにすぎず、内容的には男女雇用の現状を追認する色彩が濃いものであります。

以下、政府案に反対の理由を申し述べます。まず、雇用の分野における男女の機会及び待遇の均等を実現し確保するための立法は、憲法第十四条に規定する基本的人権の保障措置の一つであります。したがって、この立法は政府案のように、募集、採用、昇進、配置について努力義務規定にするのではなく、雇用の全ステージにつき差別の取り扱いを禁止すべきであると考えるものであります。欧米主要国の雇用平等法が、募集、採用から定年、解雇に至る雇用の全ステージについて禁止規定としているのに比し、我が国だけが男女の雇用における平等の分野で劣後し、世界にその後進性を露呈することはまことに恥づかしい限りであります。

第二に、差別的取り扱いの是正、救済は、基本的人権の侵害に対する措置である以上、公権力による権利侵害の是正、権利の救済、回復の措置を命ずることができなければならないとあります。

この法案は、差別的救済として、企業内の自主的解決、都道府県婦人少年室長の助言、指導、勧告及び機会均等委員会による調停を規定しているにとどまります。しかし中小企業が九一%を占め、しかも女性の就業する職場は中小企業の中で、零細企業が圧倒的に多く、過半数の女性が組合もないような零細企業で働いている実情からすれば、企業内の自主的解決は望むべくもありません。

また、調停については、募集、採用をことさらに調停の対象から除外していること、また調停の開始には相手方の同意を要すること、実際には事業者が調停に同意しないことにより調停を封鎖することができるとのことなど、あつてなきに等しい調停制度になっているのであります。これでは有効な救済機関たり得ず、規制の実効の担保がないといつて過言でないものであります。

さらに、本案には、調停等を申し立てたことによる不利益取り扱いの禁止事項がありません。これなくしては女子労働者は安んじて申し立てをすることができないことは申すまでもありません。第三に、労働基準法の改正については、本来、労働時間の短縮等、昭和二十二年以来本格的な改正が行われてこなかった同法の抜本改正をまず行うべきであるにもかかわらず、女子保護規定のみを抜き出し、平等とセクトにして改正を企図してきたのは納得のいかないものであります。

本来、労基法の基準を緩めることは、労基法に定める最低の基準を引き下げるものですから、特に慎重に検討すべきであるにもかかわらず、この

改正部分について国民、特に女子勤労者の理解が得られないままに改正を強行することはまことに遺憾であります。女子保護規定を留保したままの条約批准は法的に可能であり、現に諸外国の中には留保をつけて条約を批准しているものもあり、我が国が急いで保護規制を緩和する必要はどこにもないのであります。

我が国では、保育所の数は公私立合わせて二千八百五十四、うち夕方七時までの延長保育所がわずかに二百九十七カ所、夜間保育所が何と十七カ所です。その結果、劣悪なベビーホテルが蔓延し、ベビーホテル四百四十八カ所中三百カ所が改善指導の対象とされているありさまであります。また、特別養護老人ホームも極度に不足しており、増設が急務とされています。このような社会環境の不整備の中で保護の規制を外すことは暴挙であります。まず欧米並みにこれらを整備し、育児休業制度も確立して、しかる後、保護を緩和するのが順序であります。

本案の中には省令委任の箇所が多数あり、しかもその範囲が極めてあいまいであります。省令委任は本来例外でなければならず、手続的事項に限るのが普通です。ところが本案は、懸念の焦点となつて労働基準法の保護を緩和する範囲を省令に委任しており、国会審議監視のそしりを免れないものであります。

第四に、育児休業制度については、当面行政指導で普及促進を図ることとしておりますが、育児休業制度の確立は、働く婦人の職業生活と育児との調和を図り、勤労者の雇用の安定と乳幼児の健全な発達を図るために不可欠であり、これを行政指導で行うのは適切でなく、スウェーデン、西ドイツ、オーストリア、イギリス、イタリアなどにおけるように、法律上これを制度化すべきだと考えるものであります。

なお、参議院社労委員会において、自由民主党・自由国民会議が提出した修正案により政府原案の一部修正が加えられましたが、この部分はま

昭和六十年五月十日 参議院會議録第十五号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案外一件 国

五八〇

ことに徴々たるものにすぎず、我々が指摘した基本的な点について何らの修正も加えられておらず、残念に思うものです。

日本の社会は、欧米諸国に比し、労働時間、労働条件、産業構造、社会環境など、すべてにおいて格段に劣悪であります。そのためILO条約で未批准のもの多数あるという情けないありさまです。かかる中において本法案が成立すればいかなる結果をもたらすか、不安を感じざるを得ません。本法案審議の現段階において、本年は女性を門前払いにしたという逆効果も既に企業の一部に出ており、また労基法のいわゆる改悪部分は、家庭崩壊、母性破壊、女性をパート市場に駆逐する等の結果を招くこと必定であり、憂慮にたえません。

我が党としては、本法案が国際的レベルにはるか及ばず、女子差別撤廃条約の精神を体现する国内法としてまことに不十分なものであることを強く指摘し、ここに反対の態度を表明して討論を終わるものです。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

まず、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

次に、職業訓練法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第四 国務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の帰国報告)

内閣総理大臣から発言を求められております。発言を許します。中曾根内閣総理大臣。

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 私は、今般、国会のお計しを得て、五月二日から四日までボンにおいて開催された第十一回主要国首脳会議(サミット)に、安倍外務大臣、竹下大蔵大臣、村田通産大臣とともに出席し、その際あわせてドイツ連邦共和国コール首相の招待にたえて同国を訪問し、五月七日に帰国いたしました。ここに、その概要を御報告申し上げます。

今次ボン・サミットは、世界経済が回復の道をたどりながらも、財政、雇用及び対外収支等の分野で先進各国がそれぞれの問題を抱えるとともに、それを背景として保護主義圧力が高まりつつあり、また、一部開発途上国は依然深刻な累積債務問題等を抱え、特にアフリカ諸国では飢饉の苦しみから脱し得ないという厳しい情勢のもとで開催されました。

また、国際政治の面においても、第二次世界大戦終戦四十周年という節目を迎え、参加国が第二次大戦の勝敗を超えて、過去四十年間に築き上げた協力と連帯関係を世界の永続的平和の達成のためにいかに強化し、拡充していくか、とりわけソ連における新政権の誕生等の新たな局面を迎え、米ソ軍備管理・軍縮交渉の推進等に西側諸国がいかに対応していくのかといった点が注目されていたところでもあります。

私は、今次サミットに臨むに当たり、各党党首の方々の御見解を承りました。こうした御見解も踏まえつつ、サミットの場において私は、経済及び政治の分野において我が国の考え方を説明し、その立場を的確に主張してまいりました。私は、こうした対応によって、我が国の考え方、政策等について各国首脳の十分な理解と協調を得ることができたことを確信いたします。今次サミットの具体的な成果は、ボン経済宣言、及び第二次大戦終戦四十周年に際しての政治宣言という形で明らかとなっており、かかる成果を通じて、西側主要国の協力関係は世界情勢の変化に適合するようにさらに一歩前進し、持続的成長に向けての改善が再確認されました。

まず、ボン経済宣言についての所見を申し上げます。第一に、経済政策全般の分野について申し上げます。この分野では、先進諸国を中心として景気の拡大基調が継続する中で、米国等の財政赤字とドル高及び高金利、欧州等における高失業と構造改革の硬直性、日本における対外収支不均衡及び市場開放の不徹底といった世界経済の成長の制約要因となる諸問題にサミット参加国がいかに取り組んでいくかが討議の中心となりました。この関連で私は、サミット参加国がかかる問題に対応するに当たって、相互に相手を非難するのではなく、サミット国間の協調による努力の結果が最も重要であるとの姿勢で臨みました。かかる姿勢のもとに、我が国としては、行財政改革の努力、市場開放や輸入拡大の奨励、規制緩和による内需拡大努力等を積極的に推進していくとの考え方を説明いたしました。このように我が国が進んで積極的取り組みの姿勢を示したことは、他のサミット参加国がそれぞれの問題につき同様の姿勢をとることを促す結果となったと考えられますが、同時に、今後の我が国の対外経済問題への取り組みに対する各首脳の期待には極めて大なるものがあり、責任の重さを痛感した次第であります。政府としては、今後かかる期待にこたえるためにも、本分野において全力を挙げて努力する所存であり、国民

各位の御協力もあわせてお願いする次第であります。

我が国以外の各国もそれぞれ解決すべき課題に対する政策目標を明らかにしました。すべての国がそれを実行することにより、国内問題の解決のみならず、世界経済の持続的発展とともに対外均衡の回復に貢献することが要請されております。

第二は貿易の分野であります。この分野では、近年ますます高まりつつある保護主義の圧力をいかに封じ込め、世界の自由貿易体制を守り抜いていくかという点が議論の焦点となり、新ラウンドの早期開始について首脳間で極めて熾烈な意見交換が行われました。その結果、新ラウンドをできる限り早期に開始すべきであるとのOECD関係理事会での合意が強く支持された上、サミット参加国のほとんどが、新ラウンドを明年中に開始すべきとの点について合意し、本件交渉の開始に向けて一歩を踏み出したと考える次第であります。また、国際通貨制度の改善についても討議が行われ、今後の作業日程について意見の交換が行われました。

第三に、開発途上国との関係につきましては、開発途上国の経済発展、さらにはその社会的、政治的安定を促進するためにいかなる措置が肝要であるかとの問題につき活発な討議が行われました。その関連で、開発途上国の経済的、財政的困難を克服し、健全な発展を促進するため、先進諸国としては途上国への資金の流れ、なかんずくODAの拡充が重要であるとの点で意見の一致を見ました。さらに、直接投資の促進、国際通貨基金及び世界銀行の役割の強化、対アフリカ支援等の問題についても意見の交換がなされました。我が国よりは、これに關し、開発途上国の発展のために一層の協力強化が必要との基本認識に立って、特に、ODAに關しては、一九八六年以降も新たな計画を策定して拡充に努力する旨説明し、各国より高い評価を受けました。これに加えて私としては、技術移転、特恵改善等の重要性をも強調し

た次第であります。なお、本分野での私の発言は、アジア、太平洋諸国の要請にもできる限り留意して行った次第であります。

経済問題では、以上の諸点が今次サミットで討議の中心となったと考えておりますが、このほか、環境問題、科学技術、生命科学と人間の問題等についても意見交換が行われたことを付言いたします。

次に、政治問題についての成果を御報告申し上げます。

冒頭でも触れましたとおり、今次サミットは第二次世界大戦終戦四十周年という節目の年に開催されたため、第二次大戦終戦四十周年に際しての政治宣言を採択し、サミット七カ国が過去における不幸な対立を完全に超克して、自由と民主主義という共通の価値によって強く結ばれ、世界平和の維持と、技術と産業の変化が我々の社会にもたらす新しい機会と挑戦に一層有効に対処するため相互の連携をさらに強化することの必要性を改めて再確認いたしました。

また、特に今次サミットは、ジュネーブ軍備管理・軍縮交渉の開始という東西関係緊張緩和への微光が差し始めた極めて重要な時期に開催されましたので、私は、ウィリアムズバーク・サミット、ロンドン・サミットの延長線上に立つて、西側諸国の連帯の重要性を強調するとともに、とりわけ米ソ首脳会談の早期実現を初め、東西対話促進の重要性を強く訴えかけた次第であります。我が国のこのような主張は本政治宣言の中に盛り込まれることとなりました。また、アジアからの唯一の参加国として、アジア情勢につき説明し、政治宣言の発出に際しては、欧州の分断への言及に加え、朝鮮半島の分割の平和的解決を可能とするような環境醸成にも言及すべきことを主張した結果、この点も宣言に盛り込まれることになりました。

現下の国際情勢は、既に申し述べたとおり、東西関係の面で行き詰まりを打開しようとする新たな

な動きがある一方、カンボジアやアフガニスタンにおける情勢には変化はなく、また、アジア、中東、中米、アフリカ等至るところで依然として紛争が続いております。かかる状況のもとで、紛争の平和的処理、軍備管理・軍縮の促進に向かって決然と取り組むことを初めとして、世界の平和と安定を維持発展させるためには、サミット諸国の協力、団結が不可欠であり、今次サミットではこのような点につき参加首脳の間にあまねく意見の一致が見られたことは大きな成果であったと考えられます。

SDIにつきましては、サミットの場では主として米国の考え方の説明を聴取いたしました。なお、私はレーガン大統領との会談において、SDI研究を非核、防衛、核兵器廃絶のための研究であるとの説明に対しこれを理解するとの我が国の従来の立場を再確認するとともに、ソ連に対し一方の優位を追求するものではない等々の五つの原則とともに確認いたしました。

以上御報告申し上げました第十一回主要国首脳会議出席に先立ち、私は、コール・ド・イツ連邦共和国首相の招待により、四月三十日から五月一日まで同国を訪問いたしました。また、右会議に出席した後、五月五日より六日まで、ベルリン日独センター設立記念レセプション出席のため、ベルリンを訪問し、また日独間経済交流の中心地であるデュッセルドルフを訪問いたしました。その間に私は二度にわたりコール首相と会談したほか、同首相と半日ライン下りをともにし、個人的な信頼関係を深めるとともに、伝統的に友好関係にある両国の関係の一層の強化に努めました。

私とコール首相は、会談後、世界の平和と繁栄のための日独ステートメントを発表いたしました。この中で日独両国は、ベルリン日独センターの設立を東西文化の交流融合、日独協力関係の拡大発展のための礎として高く評価するとともに、専門家、学生、若い学者、実習生、芸術家等の交流の強化に関する作業部会の設立につき意見の一

致を見たほか、科学技術、開発援助等の分野での協力強化につき合意いたしました。日独両国の国際的地位が高まっている今日、両国首脳がこのように世界の平和と繁栄のための方途につき大局的見地から話し合い、認識の一致を得たことは大変意義深いものであり、今次ドイツ連邦共和国訪問は大きな成果をおさめることができたと考えております。

私は、各政党を初め全国民の皆様方の温かい御鞭達と御支援に接しましたことに対し、心から感謝をいたします。また、各位の御支援に対し、必ずしも十分御期待に沿い得ぬ点もあったかと存じますが、御理解をいただきたく、さらに、今後とも御協力、御鞭達を賜りますようお願いして、私の報告を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。初村浩一郎君。

〔初村浩一郎君登壇、拍手〕

○初村浩一郎君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、総理のボン・サミット報告に対し、若干の質問を行います。

このたび、中曽根総理は三度目のサミットへ出席されました。その円熟した外交的手腕を世界のひびき舞台で十分に発揮せられ、主導的役割を果たされ、外務、大蔵、通産の各大臣並びに我が党派の道の高平公友、名尾良孝両君を初め、関係者の御労苦を多とするものであります。

今日、世界情勢は、年初頭における米ソ軍縮交渉があったとは申せ、その後の推移を見れば、先行き予断を許さぬものであることは確実であります。また、世界経済も、保護貿易主義の台頭を初めとして、開発途上国における累積債務問題など、政治、経済の両面にわたって困難な問題を抱えております。このときに当たり、先進国首脳が一堂に会し、複雑化した国際関係について各国首脳が忌憚のない意見交換を行われましたことは、極めて意義深いものと存じます。総理は、今回のサミットの成果をどう受けとめておられますか、まず承りたいと思います。

次いで、世界の政治情勢の認識の問題であります。御案内のように、今日の世界情勢は、米ソの軍備管理・軍縮交渉の開始、ソ連の新政権の誕生等新しい局面を迎えております。かかる背景の中で、各国首脳との間で国際政治情勢について論議が交わされましたが、国際政治、軍事情勢をどのように分析し、共通の認識を持たれたのか、御説明を賜りたいと思います。

特に、SDIについては、レーガン大統領は、研究がソ連への優越性を指すものでなく、友好国の団結によって平和維持を図るものである、核兵器、中距離核戦力に関し、攻撃、防衛両面の均衡をとり、平和をもたらしものと説明されております。SDIについては、正規の首脳同士による会議では議論されなかったようでありましたが、総理は、ソ連への一方的優位を求めないなど五原則についてレーガン大統領に示し、完全に意見の一致を見ているようであります。SDIについての総理の見解と今後の対応を伺っておきます。私は、世界で唯一の被爆国としてあらゆる核の廃絶を願うものであり、その意味から、SDIが究極的に世界の核軍縮、平和につながるものであることを信じたのであります。

さらに、今回の政治宣言において、朝鮮半島の統一問題が初めて取り上げられ、南北当事者の朝鮮半島の分割を克服することに可能とするような政治環境が創設されることに対し、先進主要国が共通の希望を表明したことは歓迎するものであります。韓国はこれを受けて、日本の役割を評価しておりますが、総理の所見はいかがでありますでしょうか。また、このために我が国としていかなる外交的努力を払われるのか、その方針を承りたいと思います。

次は、経済宣言の問題であります。現在の世界経済情勢を眺めてみますと、世界の

昭和六十年五月十日 参議院会議録第十五号 国務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の帰国報告)

景気は着実に回復に向かつておりますものの、未解決の課題もまた多く抱えております。すなわち、アメリカを初めとする各国の大幅な財政赤字の問題、高金利の問題、欧州を中心とする高い失業率の問題、さらには我が国の経常収支不均衡の問題など、いずれも根の深い、中長期的に時間を要し、しかも構造的性格を有しているだけになかなか厄介であります。今回の経済宣言は、こうした背景を踏まえて、「持続的経済成長及び雇用の拡大を目指して」との副題のもとに、成長及び雇用、開発途上国との関係、多角的貿易体制及び通貨体制、環境政策、科学技術における協力の五項目が決定を見ておりますが、以下主要な問題点についてお伺いをいたします。

その第一点は、これまで中曽根内閣の行ってきたインフレなき財政経済政策が、ボン・サミットという国際的な場で再確認されたということであります。すなわち、経済宣言では、財政に頼ることなく、民間経済を活性化して民間主導の経済政策を進めることで合意いたしましたことが大きな特色であります。我が国は、中曽根内閣の従来の積極的な主張により、規制の緩和及び民間活力を発揮させる方向でこれまで経済政策を運営してきました。これは今回のサミットの精神に沿うものであり、国際的にも従来政府が採用してきた政策の正しさが改めて認められ、評価されるものであります。政府は、このサミットの合意を受け、市場重視の基本的な経済政策を進めることになると思うが、その民間主導の具体的な政策を今後どうとるのか、その内容を示していただきたい。

これに関連して、我が国と同様に民間主導の成長を実現してきたアメリカ、イギリスは、減税により民間活力の導入を高めてきました。総理は従来から税制改革を述べられてきましたが、サミットの全体会議でも、内需拡大に関連し、税制の抜本的な見直しに着手する考え方を表明されました。所得税減税、投資減税など積極的な減税政策を採用して民間活力の培養を図るべきと考えます。

が、総理の所見を賜りたい。

また、サミットでは、米國經濟の成長が減速する中で、世界經濟のために各國がどのような役目を分担すべきかが討議されております。我が國には、金融の國際化とともに市場アクセスの改善や輸入増加の奨励など、三百五十億ドルを超える巨額な經常収支の黒字圧縮対策が求められております。我が國としては、四月の經濟対策による市場開放への取り組みを打ち出したことで各國より評価されておりますが、それ以上に今後この黒字圧縮のために、六月までに東南アジアなど発展途上國向けの関税引き下げ、及び七月中にまとめる予定の市場開放のためのアクションプログラムを決定することになっておりますが、その具体的内容及び方針はどうなっておるのか、お伺いをいたします。

また、ガットの新ラウンドの開始が一九八六年中に決められることになっておりますが、この点について日本としてどういう基本的方針を持っているのか、お伺いをいたします。

さらに、国際通貨制度の機能改善については、六月の十カ国蔵相会議で相談し、十月のIMF暫定会議で協議し、まとめられるそうでありますが、現在何といつても一番重大なことはドル高であります。それについては見直しの具体策が今回の宣言でまともになかったことはまことに残念であります。今後どのような方針を考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上いろいろお伺いいたしました。要すれば、我が国が自由世界第二位の国力を有する地位、立場を十分に受けとめて、我が国の存立そのものが自由貿易体制の中にのみあることを念頭に置くべきであると考えます。このためには、我が国はみずからの黒字解消に努めるとともに、その要因となっているドル高や米国の財政赤字等についても強い姿勢で臨み、自由なる国際経済システムの中で主導的役割を果たすことが責務であると考えますが、総理の決意のほどをお伺いします。

最後に、西ドイツ問題についてお伺いをいたします。

コール首相の招聘によって、ボン・サミットの機会に総理は西ドイツを訪問されました。五月一日には、父なるラインの大河下りの船上において、雨降りしける中、コール、中曽根の両御夫妻が肩を抱き合ってローレライを合唱する姿は、まさに両首脳にとっては、ともに戦いに敗れて四十一年、同じ境遇から立ち上がり、今や世界の主要国々の代表者として去来する感慨ひとしきりのものがあったと想像をいたします。

そこで、両国間では、世界の平和と繁栄のための日独ステートメントが発表されておりますが、今後どのような方針で両国の友好親善を推進するかとありますか。

また、総理は、現職総理として初めてベルリンを訪れ、在ベルリン旧日本大使館建物の再利用のための日独センターの発足に出席されました。

その後、同センターは、日独両国だけでなく、日欧、ひいては東洋と西洋を結び拠点となつて人類の平和のために貢献されることを期待するものであります。総理はどういう考え方をお持ちでありますか。

さらには、旧帝國議会議事堂のバルコニーに立
たれ、東西を分割するベルリンの壁を展望されま
したが、どのような感想をお持ちであるかお伺い
したいと思います。

以上で質問を終わりますが、どうか我が国はあ
るまでもアジア・太平洋の代表者であることを十
分防衛まえ、開発途上国問題を中心として世界の諸
問題に十分対処しつつ、西側の結束を図って世界
の平和と繁栄に貢献すべきであると考えます。来
年はいよいよサミット主催国として総理が議長を
務めぬるわけですが、どうか国際国家日本の一
員としてますます御精進されることを切に
祈って、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
〔國務大臣（中曾根康弘君） 初村議員にお答えを

いたします。

まず、ボン・サミットの成果でございますが、一生懸命やったつもりではありますが、必ずしも十分御期待に沿い得なかったことを残念に存じます。

ただ、今回のボン・サミットは、非常に難しい経済、政治の局面に開かれまして、各国ともかなり勉強して集まったという感じがいたしました。一部には相互非難の可能性を心配する向きもありましたが、それぞれの問題に責任を持って取り組む積極的姿勢をお互いが示し合いました結果、参加国の協調と団結が強く打ち出されたと思います。

第一は、経済宣言に取りまとめられております。これは、世界経済のインフレなき持続的成長発展のためにとるべき諸施策について各国の合意をまとめた次第でございます。特に、自由貿易主義の推進、保護主義に対する闘い等につきまして完全に一致しております。この点は大きな成果であったと思っております。

また、政治宣言におきましては、戦後四十周年という歴史的な節目に当たりまして、戦いに勝った者、敗れた者、相ともに自由と民主主義という価値に向かって強く提携をして、世界の平和と自由と民主主義のために立ち上るとういう決意を再確認いたしました。そのほか、米ソ首脳会談等の微妙な時期を控えまして、平和と軍縮に向かって強く前進をするという意思を明らかにした、こういう点が私は極めて意義あるものと考えておる次第でございます。

次に、サミットにおける国際政治、軍事情勢の分析と共通の認識という御質問でございますが、現下の国際情勢は、新しい米ソ軍備管理交渉の開始、あるいは米ソ首脳会談の開催の可能性が見え始めました。こういうように一面では東西関係では明るい面がございますが、また一面におきましては、カンボジア、アフガニスタン等の情勢、中近東の情勢というものは大きな変化はない、地域

紛争が続いているという厳しい環境にもござい
ます。このような国際情勢のもとで世界の平和と安
定を維持発展させるためには、サミット構成国が
協力、団結することが不可欠であります。また、
このような団結のもとに、世界平和、軍備管理、
核軍縮に決然と取り組むということが重要である
と考えた次第であります。今回の会議におきまし
ては、これらの点につきまして広く意見の一致を
見たということは極めて意義深いものがあると考
えている次第です。

次に、SDIについての見解でございますが、
今次日米首脳会談では、さきにレーガン大統領か
ら、SDIは防衛的なものであり、かつまた非核
兵器であり、それは核兵器廃絶を目的としている
という先般の説明に対して、私は、その道徳的価
値と申しますか、正当性と申しますか、それを自
分たちは理解をする、そういう意味において先般
発言をいたしました。それを確認したということ
であります。

そのほかに、今後のSDIに対する研究参加の
問題が出てまいりましたが、これについては今後
慎重に検討していくという態度で一貫してまい
ったつもりであります。

また、米国に対して、ソ連に対して一方面的優位
を追求するものではない等のいわゆる五原則を提
示したわけでありまして、すなわち、ソ連に対す
る一方面的優位を追求するものでないということ。
西側全体の抑止力の一部としてその維持強化に資
する。この意味は、アジアを犠牲にするものでない
ということが含まれておるわけでありまして、第三
が、攻撃核兵器の大幅削減を目指しているとい
うこと。第四が、ABM条約には違反しないもので
あるべきこと。第五が、開発、配備については同
盟国等との協議、ソ連との交渉が先行すべきであ
る。この五原則を示しまして、レーガン大統領と
意見一致を見た次第なのでございます。

次に、朝鮮半島に対する政策でございますが、
政治宣言におきまして、欧州の分割と並んで、我

が国の働きかけにより朝鮮半島についても言及さ
れ、南北両当事者による平和的解決のための環境
醸成の重要性がうたわれたのであります。朝鮮半
島の問題は、あくまで南北両当事者の直接対話が
基本であります。我が国は、引き続き韓国の対話
努力を支援しつつ、米国、中国、ソ連等とも緊密
な協力を図って環境醸成に努めてまいりたいと
思っております。

次に、民間主導の経済政策についての御質問で
ございまして、サミットの経済宣言におきまして
は、各国が節度ある財政金融政策等を実施して、
インフレなき持続的成長及び雇用の拡大を図って
いくということについて合意をいたしました。我
が国といたしましては、この線に沿いまして、先
般決定した四月九日の政策を、今後とも内需中心
の経済成長の達成を図ることを頭に置きつつ努力
してまいりたいと思っております。

次に、民間活力の培養のための減税問題でござ
います。

所得税減税等につきましては、赤字公債の増発
によつてこれを賄うことは適当ではございませ
ん。減税問題については、政府としては内容につ
いては白紙であります。投資減税につきま
しては、国内民間需要を中心に景気は拡大しつ
つあります。一部分まだならぬところもございま
す。全体的にはそういう状況に今上がりつつある
と思ひます。六十年代におきましては、試験研究
促進のための基礎技術研究開発促進税制及び中小
企業技術基盤強化税制を創設いたしました。い
ずれにしても、持続的な内需中心の経済成長は、我
が国にとつても重要な課題であると思ひておりま
す。今後、民間活力が最大限発揮されるような環
境の整備、規制の解除等を行つてまいりたいと思
ひます。

減税につきましては、サミットにおきましても
私は、戦後、日本としてはいろいろな税制改革を
行つてきたが、今回は大規模な税制改革を目指し
て取り組んでいくつもりである、将来取り組むつ

もりであると、そういうことも言明をしてきたの
でございまして、なお、減税問題に関する今国会に
おける与野党の書記長・幹事長会談の結果につ
きましては、これを尊重してまいりたいと思ひます。
申すまでもないこととございまして。

次に、東南アジアなど発展途上国向けの政策の
問題であります。

我が国は、東南アジア諸国を初め開発途上国の
経済発展には、従来からこれを重要視してきてお
るものなのであります。サミットの席上におき
ましても特に私は発言を求めまして、これらの発
展途上国に対する特別の配慮の必要性を具体的に
申し述べまして、これを宣言にも盛り込んでいた
た次第なのでございまして。我が国といたしまして
は、市場アクセスの一層の改善あるいは開発途上
国への諸般の対応等、中期的政策あるいは関税政
策、当面の政策等、十分検討した上で充実した政策
を実行してまいりたいと思ひます。本年六月に
は、日本・ASEAN経済関係会議も開催予定で
ありまして、個別品目の関税引き下げに係る決定
は本年上半期中に行いたいと思ひます。

次に、アクションプログラムの具体的な内容、
方針の御質問でございまして。

アクションプログラムにつきましては、四月十
九日に設置されました政府・与党対外経済政策推
進本部においてその策定要領を決定してございま
す。現在、各省庁はアクションプログラム策定要
領に即して、原則自由、例外制限という基本的視
点に立ち、自主性・積極性、国際性、実効性・透
明性を持った内容のものを策定すべく鋭意検討中
であります。

このアクションプログラムの対象期間は原則と
して三年以内ということではございますが、できるだ
け早期にやるべきものはやっていたと考へて
おり、その内容は関税、輸入制限、基準認証・輸
入プロセスの問題、政府調達、金融資本市場、
サービスの六項目を包含しておるものでござ
います。

次に、新ラウンドに対する基本方針でございま
すが、今次サミットの合意により、我が国が提唱
してきた新ラウンドに向けて路線がたくましく設
置されたものと考えております。フランス及び途
上国への働きかけを今後一層強化し、明年春の交
渉開始に向けて一層の努力を行いたいと思ひてお
ります。フランスも、この直前に行われまして
OECDの閣僚理事会において決定した自由貿易
の推進、そして来年……、来年という言葉はござ
いせんが、できるだけ速やかに新ラウンド交渉
を行うという文章には賛成をしておるのでござ
いまして、いつ、どういふ内容でやるかということ
が問題であつたので、新ラウンドを行うというこ
とについては反対はしてないものであります。

また、途上国の関心に対しましては十分配慮
を行うとともに、貿易障壁の軽減、撤廃を通ずる
市場の拡大等、新ラウンドのメリットを十分途上
国に理解してもらふ必要もあり、このような努力
をしてまいりたいと思ひます。

国際通貨制度の機能改善の問題でございま
すが、ボーン経済宣言にありまして、十カ国蔵相
会議を六月に東京で開催をいたします。そして、
現行の検討作業の取りまとめを行い、さらに十月
のソウルにおけるIMF暫定委員会本問題が討
議される予定であります。我が国としては、現行
の変動相場制を前提に、その現実的かつ漸進的改
革を推進する考え方であります。

自由貿易体制堅持のための我が国の役割でござ
います。我が国にとつて、世界経済に占める我
が国の地位にかんがみ、自由貿易体制の維持強化
等を図るために積極的に今後とも努力してまい
たいと思ひております。

かかる観点から、対外経済問題諮問委員会の諸
提言を十分尊重して政策運営に当たるとの四月九
日の決定を踏まえ、今後とも内需中心の経済成長
の達成を図るとともに、我が国市場へのアクセス
の一層の改善、輸入の促進等に努めてまいりたい
と思ひます。また、今後とも機会あるごとに米

昭和六十年五月十日 参議院會議録第十五号 國務大臣の報告に関する件(内閣總理大臣の帰国報告)

に對しましては、財政赤字、高金利、ドル高の是正が必要であると指摘していく考え方でおります。

今後の日独友好親善推進の方針の問題でございますが、有力な先進民主主義国家である日独兩國の關係緊密化は、単に兩國の問題にとどまらず、世界の平和と繁栄に貢献するものとして極めて重要であります。かかる基本的認識に基づき、日独間の伝統的友好關係を基礎に、より多面的で広がりのある關係の構築を目指したいと思っております。具体的には、一層の人物交流の促進、學術文化及び科学技術、開發援助を初めとする幅広い分野における協力の促進に努めるつもりであります。

ベルリン日独センターの果たすべき役割につきましては、これは日独兩國の發展のためのみならず、日欧、ひいては東洋と西洋の知性の出会いの場として、両者がそれぞれ何千年に及ぶ時を費やして蓄積されてきた知恵を持ち寄り、学び合うのを助け、もって東西間及び南北間を含む國際間の相互理解と相互信頼の構築に資するように努力してまいりたいと思っております。

ベルリンの壁を視察した感想いかんということでございますが、國際政治に携わる者の一人として、世界平和の重要性、緊張緩和の必要性を改めて認識をいたしました。チャールズは鉄のカーテンと言いましたけれども、一見、見たところは一つの土の壁にすぎないものであります。それが鉄のカーテンのように重たく受け取られているというところに現代世界の悲劇があるように思われます。東西間の相互理解と相互信頼をますます構築して、この壁が取り払われるように、今後とも努力していきたいと考えた次第でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 野田哲君。

〔野田哲君登壇、拍手〕

○野田哲君 私、日本社会党を代表して、先

日、ボンで行われた第十一回主要国首脳會議について、總理並びに外務大臣、大蔵大臣に質問を行います。

今回のボン・サミットは、第二次世界大戦の終結から四十年、そしてアメリカにとってはベトナム戦争終結から十年という節目に開かれたものであります。またこの日は、我が国にとっては平和と民主主義、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法の三十八回目の記念の日でありました。それだけに、今回のサミットが核兵器の廃絶、全面軍縮、緊張緩和の方向に向かうのか、それとも核軍拡、緊張激化の方向に向かうのか、また経済の面では、先進資本主義諸國間の矛盾の拡大に對しうな処方せんがつけられるのか、國民は大きな関心を持ってその成り行きを見詰めているところであります。

中曾根總理は、ボン・サミットの終了に当たって、現地での記者会見で、非常に成果が上がったサミットであったと評価されておられるようでありますが、果たしてそうであったのでしょうか。アメリカの對ソ戦略を一方的に支援する中曾根總理が常にレーガン大統領に寄り添うような姿がひととき目立ち、アメリカの意図するSDIについても実質支持を与え、当面する経済摩擦の解消策や財政対策についても、出発前に野党各党が主張した内需拡大のための政策は何ら考慮されておらず、國民にとつては期待外れのサミットだったのではないのでしょうか。

フランスのミッテラン大統領は、次の東京サミットには不参加の意向すら表明し、アメリカ主導のサミットそのもののあり方が問われて、サミット崩壊論の見方さえ出ているときに、總理は何をもって非常に成果が上がったサミットと評価されているのか、まずその総合的な評価について總理の見解を伺います。

次に、その政治宣言を見ると、「第二次大戦終戦四十周年に際しての政治宣言」となっており、

その前段では、第二次世界大戦の反省と世界の平和への高い理想を掲げながら、後段では依然として、日本を含めた西側諸國の軍事力の強化、アメリカの危険な宇宙への軍拡を評価するという矛盾に満ちたものとなっております。國民が強く求めている核兵器の廃絶、全面軍縮、緊張緩和という期待にこたえるものにはなっていないし、また経済宣言についても、國民が一番強く望んでいる國民生活の安定向上、内需の拡大を基調とした経済摩擦の解消策について何ら具体策が示されず、逆に税制改革を約束させられるなど、國民の期待に反する内容になっていると言わざるを得ません。

中曾根總理は、日本國の代表として、どのような立場でこのサミットに臨み、國際的に何を約束してこられたのか、以下、具体的に伺います。

今度のサミットでの最大の関心事は、アメリカの提起するSDI、戰略防衛構想に對して参加各國がどのように対応するのかということでありました。結果的には、アメリカのSDIへの参加要請は、フランスのミッテラン大統領の強い反対によつて各國の合意を得るには至らなかったものの、この會議の一連の経過を通じて、私は中曾根總理のこの問題に對する姿勢に大きな危惧を持つものであります。もとより我が國は、憲法の理念によつても、非核三原則や宇宙の平和利用の國會決議の趣旨からしても、この構想への参加はあり得ないはずであります。ところが中曾根總理は、参加各國首脳の中でも最も積極的のレーガン大統領の要請にこたえようとしたのではないかと、こういう印象を持たれております。

そこで、SDI問題についての質問の第一点は、中曾根總理は、今回のサミットとそれ以前後に行われた各國首脳と個別會談において、この問題についてどのような基本的立場をとられたのか、アメリカの参加要請に對してなぜノーと明確に言えなかったのか、まずこの点を明らかにしていただきたい。

SDI問題についての質問の第二点は、總理は

サミットに先立って西ドイツのコール首相と會談し、SDIの研究は正当であることと見解が一致し、アメリカのレーガン大統領の参加要請に對しては、中曾根總理から五つの条件を提示して、これをSDIに言及する議長總結の基調にして合意形成を図ることと西ドイツと日本が歩調をそろえることについて合意したと伝えられています。SDIの研究は正当であるとは一体どういうことであるのか。これは従来の、研究は理解するからさらに一歩踏み出したものではないのか、具体的に説明していただきたい。また、中曾根總理が示した五条件とは一体どのような内容のものであるのか、さらにそれはどのような発想によるものであるのか、具体的に御説明いただきたい。

SDI問題についての質問の第三点は、中曾根總理がレーガン大統領に提示したこの五条件については、レーガン大統領も同意したと伝えられています。だとするならば、サミットにおいてはフランスのミッテラン大統領の強い反対によつて全體の合意には至らなかったが、日本とアメリカとの間ではこの五条件によつて事実上SDIの研究参加について合意されたことに通じるのではないかと、この点についての總理の見解を承りたい。

SDI問題についての質問の第四点は、政治宣言の内容についてであります。第五項で「我々は、ジュネーブにおける『アメリカ合衆國の積極的な提案を評価する。』とありますが、この『アメリカ合衆國の積極的な提案』とはSDIを指すものであるのかどうか。もしそうであるとすれば、西側諸國がこのような形でSDI構想を後押しすることが、米ソのジュネーブ交渉を合意に向けて前進させると認識されているのかどうか、總理の御見解を伺います。

SDI問題について、さらにもう一点伺います。總理は、ボンに出発するに先立って、各党党首の意見を聞かれました。我が黨の石橋委員長も他黨の党首も共通して、SDIには慎重に對処する

よう求めました。そして、これに対して総理も、国会審議の経過を踏まえ、慎重に対処することを約束されたはずであります。ところが、ボンでは、コル首相との会談やレーガン大統領との会談でSDIについての五条件が総理から提起され、これを基調にして合意に持ち込むべく動いたと報道されています。そして、この五条件については、総理は記者会見で、事前に外務省や自民党首脳とよく相談して決めたと言っておられます。このような腹案があったのであれば、なぜ野党党首にも説明をされなかったのでしょうか。野党党首との会談では、抽象的に、慎重な対応と答えながら、自民党首脳や外務省とは五条件の提示という極めて具体的な対応を協議しているというところであれば、一体野党との党首会談は何のために行われたのでしょうか。単なる儀礼的なセレモニーとして行われたのか、総理の認識を承りたい。

次の問題に移ります。

政治宣言の第四項で、ドイツ民族の統一とあわせて朝鮮半島の問題に触れて、「当事者が朝鮮半島の分割を自由のうちに克服することを可能とするような政治環境がつくられることを切望する」と述べています。この朝鮮半島の問題は、日本からの強い意向によって政治宣言に盛り込まれたと言われていますが、サミット参加国の中で朝鮮半島に一番近く、アジアから唯一の参加国である日本として、分割を自由のうちに克服することを可能とするような政治環境がつくられるためには、具体的にどのような役割を果たさそうとしているのか、総理及び外務大臣の所信を伺います。

【議長退席、副議長着席】

ボン・サミットに参加した西側先進国首脳が、その政治宣言に示したように、終戦四十周年の歴史の教訓に学び、平和と自由、正義を堅持する責務を有することを認識するのであれば、アメリカの中南米政策こそ厳しく反省を求められなければならないはずであります。とりわけサミット直前に

発表されたアメリカのニカラグアに対する経済封鎖に對しては、サミットの間でもかなり非難の発言があったと伝えられています。この問題についてサミットではどのような討議が行われたのか、また、このことについて日本はどのような立場をとったのか、総理及び外務大臣にお伺いします。

財政経済政策については、各国の抱える問題点が抽象的に羅列され、新ラウンドの開始や日本に課せられている市場開放推進策など具体的な課題は今後持ち越されています。しかし、今日の世界経済摩擦の主な原因の一つは、アメリカの巨額な財政赤字、ドル高によるものであり、その背景には膨大な軍事支出があることは明らかであります。このことを抜きにして我が国に対して一方通行的な市場開放政策が要求されるべきではなく、当然アメリカ自身がまずこの問題を解決すべき課題として考えなければならぬはずであります。経済宣言で各別国の政策分野の中のアメリカの項に触れられてはおりますが、具体的にこの問題がどのように論議され、日本はアメリカに対してどのように主張し、アメリカがどのように対応しようとしているのか、総理と大蔵大臣の御説明をいただきます。

次に、我が党は、今日の世界経済摩擦解消のために日本においてとるべき緊急かつ重要な政策課題は、市場開放政策の限界を認め、内需の活性化の政策をとることの必要性を強調してまいりました。この主張は、野党各党の共通の認識であるばかりでなく、政府・与党の中にも有力な意見となりつつあります。この主張をサミットに臨む総理はどう受けとめておられたのか、御見解を伺います。

中曽根総理は、財政による内需拡大にかわる措置として税制改革を考えておられるようで、財政による内需拡大は困難だが、規制緩和や税制改革などの方策をとりたい、税制改革については公平、公正の原則に基づいて三十二年ぶりに行うと

述べたと伝えられています。一体、中曽根総理や竹下大蔵大臣は、ボンで外国の首脳に対してどのような税制改革を約束して帰られたのか、内需拡大につながる三十二年ぶりの税制改革とは一体どのような構想なのか、その構想、手順について明らかにしていただきたい。

今度のボン・サミットは、日本の貿易黒字に対する非難の集中、ジャパン・プロブレムになるのではないかと言われていました。結果は、フランス・プロブレムのサミットであったと評価されています。しかし、日本に対する非難の集中を避けることができたのは、問題が解決したことによるのではなく、これから日本としてなすべきことを約束して先送りしたことによるものだと言われています。また、アメリカとの関係については、軍事面での協力を深めることによって貿易面での風当たりを防いでいるのではないとも言われています。これらのツケが来年五月の日本におけるサミットに集中することのないよう希望して、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手】

○国務大臣(中曾根康弘君) 野田議員にお答えをいたします。

第一問は、ボン・サミットの課題と評価でございます。

先ほどお答え申し上げましたように、経済宣言及び政治宣言等におきまして、今日の歴史の流れにおきましてこれらの先進諸国がとるべき課題についてお話し合い、協力し合った、そういう点において私は成果があったと思っております。

ミッテラン大統領に関する御質問がございましたが、ミッテラン大統領も貿易につきましては、自由貿易の推進、保護貿易に対する闘いという点については一致しておりました。ただ、ミッテラン大統領が言いましたことは、二国間、二者会談の席でも言っておりましたが、ランブイエ時代から比べてみてサミットはどのような官僚主義的になってきた、ペーパーも多過ぎると、そういう

う話があり、かつまた、ECの共通農業政策が重大な影響を受けることを恐れているやに私は伺いました。私は、したがって、サミットはサミットであるのだから、シェルバは登山隊長になるわけにはいかない、我々は登山隊長として我々で決めようじゃないか、そういうふうな申しましたら、ミッテラン大統領は微笑しておったわけでありました。

そして、やはりフランスの言うことについても十分耳を傾けて、ニューラウンドを推進するに当たってはできるだけ発展途上国の意見も聞き、かつまた、項目の設定、協議の推進の内容、手続等についても十分話し合いをやる必要がある、農業問題だけを突出させるということは私自身も反対である、農業問題というものは各国ともみんなそういう固有の事情を持つておる、そういうことも私はミッテラン大統領にも申し上げてきたのでございまして。結論的に見まして、ミッテラン大統領は、またサミットの我々の公開の共同討議の場でもそういうような発言もなさいましたけれども、私は重ねて私の所見を申し上げたのであります。

特に、政治的において今度は戦後四十周年であって、勝敗を超えてここに一堂に集まって、そして自由と平和と民主主義の価値において結束して世界の平和と繁栄のために尽くそうという、この決意を世界に示すというところに非常に意味があるのだと。あなた方はヨーロッパの国で、NAFTAの会議だとかECの会議で年じゅうお会いだらうけれども、我々アジアの者は隔離して、ここで初めて諸君に会うだけである。そういう場において、自由と平和と民主主義のために我々がここで結合するということを聞けば、アジアの皆さんは日本に対しても安心してくれるであろうと思うし、世界に対しても影響力は大きいと思う。そういう意味において、今回の政治宣言というものはあなた方にわからないぐらいの大きな影響があると思っております。

また、経済宣言にいたしましても、自由貿易推

昭和六十年五月十日 参議院會議録第十五号 國務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の帰国報告)

五八六

進についてはミッチェランさんも御同意であると。ただ、方法とか時期とかについてはいろいろ御議論もあるようであるけれども、それらはまた十分みんな考えていこう、そして各国が問題点を自分たちで抽出して、そしてこれを直そうと、そしてこういう方向に持っていくと合意をしたということ、世界経済の将来の運営、各国がおのの対応策をこれを見てとっていくという意味においても非常に大きな意味を持ってきておる。

特に、東西関係問題について、米ソ首脳会談あるいはジュネーブ会議というものを控えて、我々がここで平和への意思あるいは軍縮への確固たる意思というものを表示するということは意味がある。現に私は、サミットの首脳だけの会議におきまして、レーガンさんに、できるだけ早くゴルバチョフ氏とお会いしない、我々はこれを支持いたします。そして、仮に意見が対立する場合があつたとしても、しかし直接肉声で相手の声を聞き、また自分の考えを相手に伝えるということは今や非常に意味がある、両者が会う時期は熟成しつつある、そういう意味においてできるだけ早くお会いした方がよい、私は切に申し上げ、各国の首脳も同様の意を表明しておつた。積極的には言わなかったけれども、顔ではみんなそういうことを言っておつたと思ひます。そういう意味におきまして、私は今回のサミットは意義があつたと思ひます。

次に、S D Iに関する問題でございますが、これは理解するという態度で一貫しておることは間違ひございません。私は、ロサンゼルス会談におきまして、非核、防衛、核兵器の廃絶を目的とする、そして研究である、そういうレーガン大統領の直接の説明に対して、その道義的正当性を理解し、研究を理解する、そういうことを申し上げてきました。

今回もレーガン大統領との二者会談におきまして五つのことを申し上げました。一つは、ソ連に対する一方的優位を追求するものではない。第二

は、西側全体の抑止力の一部として、その維持強化に資する。これは先ほど申し上げましたようにアジアを犠牲にしてはならぬ、アメリカの防衛のみを考えてやるべきものではない、そういう意味でくぎを打っているつもりであるのであります。第三は、攻撃核兵器の大幅削減を目指す。第四は、A B M条約には違反しない。これはあくまで研究の範囲内であるという意味であります。第五は、開発、配備については同盟国との協議、ソ連との交渉が先行すべきである。こういうことを言いました。これらの点は、米自国が従来から種々の機会に、S D I構想の政治的、戦略的側面についての原則的考え方として断片的に言ってきたものである。

私は、かかる背景を踏まえて、今次日米首脳会談において、これらの原則的考え方が今後とも米国により維持されていくことが重要であるとの認識を強調する立場から、これを整理して確認したものであります。S D I研究を理解するとの我が国の従来の立場に何ら変更はないのでございます。

また、西ドイツ首相との二者会談の際に、この五原則をサミットの基礎に提出する、そういう合意をしたというようなことは全くございません。

次に、米国の積極的提案評価とS D Iの問題でございますが、米国はジュネーブ交渉において、戦略核等の攻撃核兵器の大幅削減を通ずる米ソ間の長期的な戦略バランスの安定、中距離核についてのグローバルベースでの解決を目指して提案しておるのであります。また米国は、かつては核廃絶のためのゼロオプションもI N Fにおいては提議しておるところであります。そういう意味において、政治宣言の当該部分は、交渉に臨む米国のかかる立場を一般的で積極的に評価する、こういう意味でやつたのであります。S D Iに対する評価は含まれてはおりません。これはサミット直後、米国の高官が新聞記者に対する談話の中でもS D Iは含まれないと明言しているとおりであります。

りであります。

次に、党首会談におきましてこの五原則をなぜ言わなかったかという点でございますが、S D Iに対する理解をするという態度で一貫してまいります。そのことは申ししたつもりであり、先ほど申し上げましたように、五原則というものはアメリカの従来の立場を確認した、そういう意味であるので党首会談のときには申し上げなかつたのでございます。これは一貫した理解の範囲内にあると考えておるからであります。

次に、朝鮮問題に対する役割でございますが、実はサミットの場におきましてもいろいろ議論がありまして、ある国は中近東を入れるとか、あるいはイラン・イラク戦争もある、あるいはカンボジア問題もある、いろいろな議論もありました。しかし、四十周年を迎えての政治宣言ということから見れば、四十年前に戦争の結果、分割された国のみに限定することが焦点を明確にする意味においてそれは適当である、ほかの問題はほかの場所であらうべきである。そういう考えを私は持ちまして、ドイツと朝鮮半島二つに絞るよう提議してそのようにしていただいたというのが実相でございます。

朝鮮半島の問題につきましては、これは南北両当事者があくまで自主的に解決すべきものでありまして、我々は側面的に中国あるいはソ連あるいはアメリカ等とも協力してそのような環境醸成に積極的に努力する、こういうことではないかと思つておるのでございます。

次に、政治宣言の理念とニカラグアの問題でございます。サミットにおきましては、主として外相会談等においてニカラグア問題等も論ぜられました。我々の立場は、一貫してコンタドール・グループの積極的努力を支持する、そして民主主義の前進それから社会的安定、これを重要視する、そういう考えで一貫してきておるものであります。次に、経済摩擦に関する問題でございます。

我が国は、従来より米国に対して高金利ドル高の是正が必要であると指摘してまいりました。今回のサミットの経済宣言においても、高金利問題というものは二カ所において触れられておるのであります。米国の財政赤字あるいはドル高及び高金利については、今後とも我々は取り上げてまいりたいと思ひます。また日本は、日本としてやるべきことはもちろんみずからやらなければならぬということも当然のことである。

内需拡大問題につきましては、サミットでは、各国が節度ある財政金融政策を実施して、インフレなき持続的成長及び雇用の拡大を図っていくという点について合意した。今回のサミットにおける大きな特色は、景気を拡大するために財政的発動という言及がなかったことなのであります。

これは、各国とも赤字削減ということを中心課題に持っておる国々でございますから、その点は注意深くしたのであります。そのかわり、いわゆる民生活を中心にしてやはり景気拡大を図ろうという方向であると自分は考えました。これは日本の方向とまさに合致する方向でございます。

我が国の経済は、なおばらつきがありますが、全体としてはまだ拡大しつつあると思つております。先般の四月九日の決定を踏まえまして、民生活中心に内需をさらに拡大していく努力をしたいと思います。

税制改革の問題につきましては、この国会におきましてもかねて申し上げたとおり、公平、公正、簡素、選択、活力というような基本原則で将来税制改革に取り組みたいと申し述べたとおりであり、サミットの場におきましても、我が国におきましても将来の課題として取り組んでまいりたい、そのように言明したのでございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

【國務大臣安倍晋太郎君登壇、拍手】
○國務大臣(安倍晋太郎君) 朝鮮半島の問題につきましては、先ほど総理からも御説明がございました

が、総理を初めとする日本側が強く主張をいたしまして、東西両ドイツ問題とともに朝鮮半島問題を主張、挿入をいたした次第でございます。

日本といたしましては、この朝鮮半島問題、特にこの緊張緩和、そして南北対話が進むことを強く期待をいたしておるわけでございまして、今、韓中間の交流も非政治面で行われておりますが、そうした点についても側面的に協力をする、あるいはまた、ソウルのオリンピックの成功を期待するものも環境づくりのための政府の努力の一環でもあるかと思っております。さらに今後とも朝鮮半島問題につきましては、南北対話の促進を進めていく、そして緊張緩和を図って、米国や中国等と密接に協力をして、朝鮮における民族統一が進むことを念願して努力をしてみたいと考えております。

ニカラガ問題につきましては、今お話がございましたが、これは主として外務大臣の会合において議論がなされました。三日の午前中に開催された外相会議におきまして、まずシュルツ米国務長官から米国の対ニカラガ措置につきましての詳細な説明があったわけでございまして、これに關しまして種々意見が出されましたわけでございしますが、その結果、外相会議としては、コンタドーラ・グループの努力を支持すること、中米地域諸国の民主化を促進するということ等、各国とも意見の一致を見た次第であります。

なお、我が国としましては、中米問題の平和的解決が図られることが重要である、こういう観点から、コンタドーラ・グループの努力を通じての平和的解決を支持していくとの我が国の立場を述べてまいりました次第でございます。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) 私どもが特に協議いたしましたのは、各国の経済状況、抱える問題点あるいは通貨、税制等で、それぞれの国の置かれておる現状を自己認識しながら意見交換を行い、それがこのコミュニケーション等にあられておるわけであります。

ます。

まず、御指摘のアメリカの財政赤字、ドル高の問題でございます。

これにつきましては、まさにドルの独歩高という海外要因によって今日の我が国の経常収支、貿易収支の大幅黒字はあるわけであります。したがって、どうしてもドルの独歩高の是正の問題、これは御指摘のように米国の財政赤字削減を通じての米国の努力が必要であると、申されたとおりでございます。したがって、この問題は私どもは機会あるごとに米国の対して指摘をいたしております。今回のサミットにおきましても同様の主張を我が国として行いまして、その結果、アメリカ自身が財政赤字の大幅な削減を達成することが重要であるという、みずから抱える問題の自己認識という形をこの宣言において表明をした、こういう経過になっておるわけであります。

この問題につきましては、通貨問題も絡んでまいりますが、これは通貨等につきましては一挙に解決する問題ではございません。がし、みずから抱える問題をいわゆる自己責任において宣言として発表したわけでありまして、引き続き相互理解の上に立つて、それが是正されることを強く主張していく立場にあらなければならぬというふうな私どもとしては考えております。

それから次に税制の問題でございますが、この税制というのは公平、公正、簡素、選択並びに活力と、こういうことで三十五年ぶりに税制改正を国会の議論等を中心にして、まずはこれから政府税調で議論をしていただく、こういうことになっておるわけであります。したがって、各国とも税制の問題についてそれぞれの考え方をお互い述べ合ったわけであります。したがって、この問題につきましては、現在はいわゆる白紙の立場にあるわけでありまして、今後とも国会の議論等を正確に政府税調に伝えながら、この税制のあるべき姿を幅広く検討すべきであるという考え方でございまして、御指摘のアメリカの財政赤字、ドル高の問題でございます。

でございます。(拍手)

○副議長(阿具根登君) 服部信吾君。

〔服部信吾君登壇、拍手〕

○服部信吾君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました第十一回主要先進国首脳会議の内容につきまして、総理並びに関係各大臣に若干の質問を行います。

総理は、今回のサミットに臨むに当たり、各国が力強く結束し、平和と軍縮のため出発するサミットにしたい、また、自由、民主主義、平和を守り抜く線を出し、サミットを意義あらしめるものにしたという決意を明らかにされていたのであります。しかしながら、今、サミットを終え、今回のサミットの成果というものを冷静に見てみると、総理の決意が達成されたとは到底思えないのであります。サミットが終わって、果たして何が残ったのであろうかと言わざるを得ません。今回のサミットの結果を率直にどのように評価しているのか、まずお伺いしておきます。

私は、こうした視点から、今回のサミットで焦点になった幾つかの問題について、以下、具体的に伺いたいと思います。

今回のサミットにおいては、歴史への反省と世界の平和と自由を目指す決意をうたった第二次大戦終戦四十周年に際しての政治宣言が採択されたわけであります。歴史の教訓を踏まえ、西側諸国が一致して平和、自由、民主主義を追求する意義は極めて大きいと考えておりますが、重要な点は、我が国がどのようにこの目標の達成に向かつて主体的な役割を果たすかというところであり、世界唯一の原爆被爆国として戦争の惨禍を体験した我が国が果たすべき役割は大きいものがあるはずであります。まず、総理はこの政治宣言をどのように受けとめ、我が国としてどのような努力をされようとしているのか、総理の決意をお伺いしたいと思います。

次に、SDI問題に対する我が国の基本的対応について、総理並びに外務大臣にお伺いをいたします。

首脳会議においてSDI問題がどのように扱われるか、これが極めて注目されていたのであります。結局、最終日に議長総括により、レーガン大統領からSDIの報告があったにとどまったわけでありまして、このような事実、フランスを初め、SDIに対する各国の評価が一致していない実情を端的に物語っているといっても過言ではないと思っております。

ところが総理は、これまでSDIについては、その研究を理解するという立場をとっていたにもかかわらず、サミット前の日米首脳会議においてSDIについての五条件を明示したことは、これは事実上、理解から一歩踏み出し、支持することはないと思っております。総理は、SDIについて、理解から一歩踏み込んだのではない、このように答えておられますけれども、この点についてどのようにお考えか。また、結果的に一歩踏み込んだ姿勢を見せたことは、これは欧米間の調整的な役割を果たそうとする意図があったのではないかと、このようにとられてしまうのではないと思いませんか、その点についての御答弁を求めます。

我が国が欧米間の調整を図り、またSDI問題にこれまで以上に前向きな態度を示すならば、もし我が国が米国のSDIについての各種の協力を要請されたときに、これを拒否することは国際的にいってできないものではないか。また、我が国の憲法並びに非核三原則あるいは平和政策から見て懸念が生ずることは必至であります。SDIに対する米国の協力要請に我が国としては今後具体的にどのような方針で臨むのか。また、ワインバーガー長官の要請にいつごろまでに回答するのか、総理並びに外務大臣の見解をお伺いいたします。

次に、政治宣言で触れられている朝鮮半島の問題

題についてであります。

政治宣言では、南北朝鮮の統一が可能となる政治環境がつけられることを切望するとうたわれておりますが、このためにはアジアの一員として我が国が積極的に役割を果たすべきであると思っております。総理は、宣言にうたわれた政治環境をつくるために、どのような決意で具体的にどのような取り組みをしようとしているのか。また、今回いかなる意図で朝鮮半島問題を取り上げられたのか、あわせて総理の考えをお伺いしておきます。

さて、今回のサミットの焦点の一つは、保護貿易主義の芽を摘み、自由貿易体制を維持する新ラウンドの交渉開始期日を明確に決定することになったわけでありまして。しかしながら、フランスなどの強烈な反対によって所期の目的を達することができなかったものであります。総理は、フランスの反対したその背景、理由をどのように認識されておられるのか。また、新ラウンドの体制が整ったと胸を張っておりますが、その交渉開始時期はいつになるのか。また、早期開始にASEAN諸国の同意を得るために我が国としてどのような努力をされるのか、あわせてお伺いしておきます。

次に、経済宣言に関連してお伺いしておきます。経済宣言では、インフレなき持続的成長と雇用の拡大を維持するために各国の役割分担を明示されたのであります。当初懸念されていた我が国への名指しの批判がなかったものの、参加国はもとより世界の諸外国は、我が国のさき決定した対外経済政策に基づく行動計画の具体的内容とは多少なりとも、経済宣言に盛り込まれた役割分担による内需拡大策の成否を注目しているのが実情であります。仮にこれらの施策の実効が上がらない場合、各国からの非難が集中し、それこそ我が国の国際的地位が失墜することは明らかであります。総理の御見解、御決意を伺うものであります。

この際、政府の今後の具体策についてお伺いし

ておきます。

経済宣言では、我が国は、財政面での規律及び特に投資を促進していくための市場機能強化の政策を堅持することが必須と考えるとしてされております。この財政面での規律とは何か。内需拡大のため財政の出動は一切ないという意味なのかどうか、明確にしたいのであります。

また、日本政府は金融市場の規制緩和と云々、輸入の奨励において一層の進展を図る考えであるの文言についても、具体的に何を指しているのか、総理並びに大蔵大臣にお伺いしておきます。

次に、総理は、我が国の内需拡大の方途として税制改革を行ってこれを推進すると言明しております。この効果的な施策は所得税減税あるいは投資減税であると思いますが、総理の考えをお伺いしておきます。

関連して伺っておきたいことは、所得税減税と政策減税、投資減税に関する政府の取り組みであります。

我が党は、今こそ経済財政政策を自主的に、かつ積極的に内需主導に転換すべきときであり、所得税減税はその必要条件と考えるものであります。したがって、与野党合意に基づいて所得税減税及び政策減税を年内の早期に実施することを強く要求しているものであります。総理の積極的な見解を伺いたいと思っております。

さて、いよいよ来年は東京・サミットを迎えるわけでありまして、新聞報道によりますと、フランスのミッテラン大統領は、来年の東京・サミットには出席する気はないと、サミットのあり方について首脳会議の席上、不満を述べたと、このようにも言われております。総理が七月に渡仏する際に出席するように説得をする、このようなことであるようでありまして、この件について総理の見解をお伺いしておきます。

また、総理は、来年の東京・サミットにおいてはオーストラリアを参加させるように呼びかけている、このように言われておりますけれども、オーストラリアを参加させることにどのような意味があるのか、お伺いしておきます。

我が国が新規の加盟国を参加させるなど、積極的な行動をとることに對する他の諸国の反応を総理はどのようにお考えになっておられるのか、お伺いしておきます。

最後に、来年の東京・サミットに臨む総理の取り組み方、御決意をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 服部議員にお答えをいたします。

まず、ボン・サミットの評価の問題でございますが、先ほど経済的意味、政治的意味について申し上げたとおりでございますが、特に私は、ミッテラン・フランス大統領に對しまして、経済的意義について強調した点もあるわけでございます。それは今、米國において課徴金法案が提出されつつある。もしこのような状態が課徴金法案が成立すると、米國に對する不平等な状態が世界経済に大きな混乱が出てくる。報復主義が蔓延して、その結果は今のような自由貿易というものは全く前途暗くなってしまう。こういうことを考えてみると、自由貿易を推進するというのがこのサミットからさらに強く出ることが必要な時期に來ている。自由貿易というものはガラスの人の形のように壊れやすいものであって、これはみんなの努力でこれを守っていかなければ守り切れるものではない。そういう意味においても、ミッテラン大統領の積極的な御協力を期待してやまないのだ、そういうことを私は申し上げたのでございます。

この点につきましては、自由貿易を推進するという考えについてはミッテラン大統領も賛成の様子であります。そういう意味におきまして、政治宣言あるいは経済宣言等についても大統領は賛成をされたのでありますから、要はそのやり方等について研究改善すべきものがあれば研究改善すべきである。特に今までのやり方を見ると、いわゆる

補佐者の発言が強まって、そしてある数カ国とかグループによって既成事実が強制されるような感なきにしもあらずの傾向であるというふうなお考えのようでありまして。そういう意味において、サミットを本場のサミットらしく、頂上の者だけで自由に議論するという場が強くなければならぬというお考えのようでありまして。そういう点も踏まえまして、私は国会が終りましたらフランスを訪問したいと思っておりますが、その機会にミッテラン大統領のお考えもよく承りまして、次の東京・サミットをよくしていくための重大な参考としていきたい、そう考えておるものなのでございます。

次に、政治宣言の意味につきましては、先ほど申し上げましたとおり、四十周年を迎えまして、勝敗を超えてここで自由と民主主義のため手を握ったということ。それからジュネーブ会議に向かつて核兵器の大幅削減あるいは平和、あるいはさらにひいては米ソ首脳会談という方向に向けてたくましく前進するようには必ずやつけた、そういう伏線が私は考えられていいと思っております。

SDIにつきましては、非核、防衛、核の廃絶を目指すというレーガン大統領の説明をロサンゼルスで受けまして、その道義的正当性を認めてSDI研究を理解すると、そういうことを表明したので、今度のサミットにおきましても、一貫してこの態度を堅持してきておるのでございます。

研究参加の問題については、我が国の基本的立場を踏まえまして、情報の提供等を今後とも十分受けて、自主的に検討してまいりたいと思っております。

朝鮮半島の問題につきましては、あくまで南北両当事者による自主的な解決が中心でなければならず、我々、米、中、ソ連等がこの南北両当事者による平和的解決促進のための環境醸成に役立つように努力してまいりたいと思っております。

新ラウンドに對するフランスの反対について御

質問がございましたが、フランスの一つの大きな考え方の中心には、ECの共通農業政策があるわけでありまして、アメリカ側におきましては、議会において、アメリカの農業の不況からして、やはりECの保護政策というものは非常に目についてきておる。そういう意味からも、アメリカ議会の議員の言動等がフランス大統領を刺激していたのではないかと私は想像しておるのであります。しかし、農業問題というものは、各国とも特殊の重要性を持った問題でありまして、取扱注意を要する問題なのであります。そういう点につきましては、私はフランスの方ともよく話をいたしまして、来年の成功に向かって努力してまいりたい、そう考えておるのであります。

これからの段取りといたしましては、夏の終わりにまでガットのハイレベルの公務員の会議を行いまして、どういう相手のどういう手続によって進めていくか等の事務的な推進にいよいよ入り、秋のガットの総会等においてそれら関係各国とも話し合つてまとめていきたい、そういうような考えで段取りを考えております。

ASEAN諸国への配慮でございますが、十分配慮してまいつておるところであり、今、藤尾政調会長がASEAN諸国を回つておりますが、ボンで発言した私や外務大臣や大蔵大臣の発言は至急に政調会長にも電報で連絡をいたしまして、その考え方を首脳部にお伝えしているところでございます。

なお、四月九日の決定を誠実に実行していくということも重大であると考へます。

実効ある内需拡大策でございますが、今回のサミットにおきましては、先ほど申し上げましたように、各国が節度ある財政金融政策を実施してインフレなき持続的成長を図り、雇用の拡大を図るということであつて、財政が出動して景気を拡大するということでは余りなかつたのであります。大体、イギリスでもあるいはフランスでもその他でもみんな財政の赤字を抱えております。したが

いまして、いわゆる民活方式というものが皆さん頭にあつてデレギュレーションの必要性というものが論ぜられたのでございます。そういうことも踏まえまして、我々は民活を中心とする内需の拡大という問題について積極的に努力してまいりたいと思つております。

次に、我が国の優先的政策分野の内容でございますが、我が国が四月九日、対外経済対策を決定いたしました。この中で、市場アクセス改善のためのアクションプログラムの策定のほかに、製品輸入等の促進、金融資本市場の自由化、円の国際化の促進等につき当面の措置と政策プログラムを推進する、そういうふうにしてまいりたいと思つております。誠実に実行してまいりたいと思つております。

減税の問題でございますが、サミットにおきましては、先ほど申し上げましたように将来の課題として我々も取り組むという考えを明らかにいたしました。しかし、目下のところは内容については白紙であります。いずれにせよ、与野党書記長・幹事長会談の合意等はもちろん尊重してまいりつもりであり、五月九日の幹事長・書記長会談の結果をも踏まえまして与野党政調会長・政審会長会談がありまして、今後の推移を見守りつつ適切に対処してまいりたいと思つております。

オーストラリアの参加問題につきましては、今回はフランスのそのような微妙な立場も配慮して、自由貿易推進という側が余り多くふえるというところは、フランスに対する配慮等も考へて発言しては検討してまいりたいと思つております。

東京・サミットに臨む決意でございますが、ぜひとも各国の御協力をいただき、また国民の皆様、各党各派の御協力もいただきまして、今度のサミットを成功裏に導きたいと全力を奮つて努力するつもりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇 拍手〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) 服部議員の御質問はSDIについてでございます。既に総理からも詳細に答弁をされておるわけでございますが、私も申し上げさせていただきます。

一月の日米首脳会談におきまして、レーガン大統領より、SDIは、より安定的で信頼性が高い抑止力を確保する方策を探索する必要があるとの認識に立って、非核の防衛的手段により弾道ミサイルを無力化し、ひいては核兵器廃絶を目指すものであるとの説明を受けました。我が方はそうした考え方に共感を覚え、かかるものとして米国の研究を進めることにつき理解を表明いたしましたものであります。

なお、研究に参加するかどうかという点につきましては、サミットの外相会議におきましても、私から日本の考え方を述べたわけでございます。日本としては、まだ、参加するあるいは参加しない、そういう点については態度を決めてない、白紙であることを申し述べた次第でございます。この点につきましては、我が国の基本的な立場を踏まえまして、慎重に自主的に検討してまいり所存であります。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○国務大臣(竹下登君) 私に對するお尋ねの一つは、総理からもお答えがございました経済宣言の中の内需拡大策についての財政面の出動についての問題でございます。

経済宣言の中で財政面での規律を堅持することとしておりますが、これはインフレなき持続的成長を達成するために節度ある財政政策を実施するという各国の合意に基づきまして、我が国がこれまで進めてまいつております財政改革を今後とも強力に推進して、いよいよ現在の厳しい財政事情をさらに悪化させるような政策はとらない、こういう意味のことを書いてあるわけでありまして、したがって、財政が積極的に出動して内需拡大を図るということは、今回の合意に反するといふ

うに理解をすべきであると思つております。いずれにいたしましても、蔵相会議ということになりますと、各人がいわれるかつての機関車論に対する反省の上に立つた議論が多く行われますので、そういう環境の中で行われる議論というものは今申しましたような方向に集約されるというふうに考えます。

それから次の問題は、金融市場の規制緩和とは具体的に何かという御指摘でございます。

この問題は、基本的な考えは、「現状と展望」というものを発表しております。それと同時に、日米間で行いたいという円・ドル委員会報告、こういうものがあります。これを着実に今日まで実行してきておまして、このことは諸外国からも評価されておるところであるというふうにも思つております。サミットが終りました翌日から、またロンドンにおきまして、英国との間でもこの問題の総合評価ということを引き続き行つておるという状態でございます。

そこで、具体的なものを例示しますと、ことしに入りましてから四月初頭までにMMC、いわゆる市場金利連動型預金であります、これの導入、その次はCD、すなわち譲渡性預金発行条件の緩和、これを行いました。今、当面の問題としては、いわゆる円建てB/A市場の創設とそれから債券先物市場の開設、これらの具体化を進めよう、こういうことになっておるわけでありまして、これからのいわゆる環境整備を図りながら、金融市場の規制緩和、自由化というものは着実に推進していかねばならぬ課題であるというふうに考へております。(拍手)

○副議長(阿部根登君) 上田耕一郎君。

〔上田耕一郎君登壇 拍手〕

○上田耕一郎君 私は、日本共産党を代表して、ボン・サミットをめぐる諸問題について総理に質問いたします。

ことし一九八五年は、五千万人の死者を出した

第二次大戦終了の四十周年に当たり、ボン・サミットも四十周年に際しての政治宣言を採択しました。しかし、この宣言は、歴史の痛切な教訓から学ぶどころか逆行するものとなっています。というのは、二つの大戦が残した最大の教訓は、軍事同盟の対抗とそれによる軍拡競争が恐るべき大量殺戮に行き着くということであつたにもかかわらず、政治宣言は、平和と軍縮の飾り文句の陰で、軍事力の均衡の維持及び強化への努力、すなわち西側軍事同盟の強化と核軍拡の悪循環への志向を確認したからであります。總理、あなたは第二次大戦の元凶となつた日独伊軍事同盟の歴史からどういふ教訓を今日引き出しているのか、まずお答えいただきたい。

日本の中国侵略、イタリヤのエチオピア侵略、ナチス・ドイツのチェコスロバキア侵入など、枢軸三カ国による他民族抑圧と侵略が第二次大戦の序曲となりました。我が党は、いかなる国によるものであれ、民族自決権の侵害に反対であり、この点でアメリカの中南米抑圧をソ連のアフガニスタン侵略とともに極めて重視しています。安倍外相は、シュルツ米國務長官との会談で、ニカラガア経済制裁に理解を表明しました。この理解が、政治宣言がうたつてみた平和、自由及び民主主義という理念の堅持と一体どのようにして合致するのか、ぜひ安倍外相に解説していただきたい。ことしはまた、被爆四十周年の年でもあります。第二次大戦終了直前、アメリカの原爆投下により広島、長崎で二十万人が虐殺され、今日なお三十七万人の被爆者が史上最初の核戦争の後遺症で苦しむ続けております。しかし、核兵器は四十年間に広島型の百万倍にふえました。広島、長崎を繰り返すなど、核戦争阻止、核兵器廃絶を求める叫びが世界を覆っている今日、世界で唯一の被爆国の首相として、四十年前の広島、長崎と国際法について、被爆者の切実な国家補償要求について、そして人類の死活にかかわる核戦争阻止と核兵器廃絶の課題について總理はどう考えているのか、

ぜひ真剣な答えをお聞きたい。

四月二十二日、總理との会談で我が党の不破委員長は、核兵器全面禁止を今日の世界政治の第一義的課題として提起すること、SDIへの支持、協力の態度をとらないこと、軍拡ではなく軍縮への転換を主張することを總理に要望しました。極めて残念なことに、總理はこの三つの要望をことごとく裏切つたと言わざるを得ません。

第一に、ジュネーブでの米ソ交渉が核兵器の廃絶を目標に掲げて開始されているにもかかわらず、總理は、どの個別会談でも全体会議でも、核兵器廃絶について一言も発しなかつたようです。被爆国の首相が被爆四十周年にも、核兵器廃絶にも全く触れないのでは、宣言の主題の一つになるわけはありません。米ソ両首脳の間近の書簡も核兵器廃絶を強調しているのに、總理はなぜサミットで述べなかつたのか。昨日の衆議院での工藤質問にあなたはまたもに答えませんでした。が、はつきり答えていただきたい。

第二に、SDIについても、總理は、コール西ドイツ首相との会談で正当と認め、フランスの説得など合意取りまとめに積極的動きました。あなたがレーガン大統領に提示した五条件もSDI参加の環境づくりにすぎません。先月来日した米専門家チームは、私が予算委員会を取り上げたエックス線レーザー兵器について、核爆発を応用した方法を研究中等であることを公式に認めたこととです。SDIが、核廃絶ではなく、核軍拡競争を宇宙空間に拡大するものであるのみならず、核兵器利用のシステムということになれば、宇宙条約、非核三原則、宇宙活動の非軍事、非核を求めた国会決議から見て、研究協力は当然拒否すべきであり、まして外国首脳の説得など、被爆国の首相としてあるまじき行為であります。米専門家チームの説明内容とともに、サミットでの言動の責任について總理の明確な答弁を求めるものであります。

第三に、一昨年のウイリアムズバーグ・サミット

トでヨーロッパへの中距離核ミサイル配備の振振り役を務めた總理は、今回のボン・サミットでも、政治問題はやるべきでないとしたミッチェラン・フランス大統領に反論して西側の結束なるものを弁立て、シュルツ米國務長官から絶賛されています。軍縮を要望する圧倒的な国民世論に背いて、なぜ国際的タカ派として危険な役割を演じ続けるのか、責任ある見解をお伺いしたい。

ボン・サミットの経済宣言も、国民の期待に真つ向から挑戦したものであります。経済問題で不破委員長は、自主的姿勢を厳しく要望し、特に世界経済の危機、貿易摩擦の激化、発展途上国の累積債務深刻化の根本要因として、アメリカの軍拡と財政赤字に起因する高金利ドル高を指摘し、その是正を主張するよう求めました。ところが経済宣言は、アメリカの財政赤字削減は一応要請しながらも、肝心かなめの軍拡政策には沈黙したままです。これはサミットが経済危機打開にも無力であることをまたしても実証したものであります。

二千億ドルを超えるアメリカの財政赤字が軍事予算の史上未曾有の増大によるものであることは既に証明を要しません。いわゆる双子の赤字による六十六年ぶりのアメリカの債務国転落が進行し、その対外債務残高は本年末で一千億ドル、一九九〇年には一兆ドルという天文学的数字に達すると予測されています。この危険な事態をどう見ておられるのか、總理にお伺いしたいと思えます。

アメリカは、大軍拡、財政赤字という根源を是正する努力を放棄し、逆に開き直って日本やヨーロッパに役割分担と負担増を押しつけています。總理は、貿易黒字批判に対して、国民は豊かだが政府は貧乏だなど口走り、行政改革や税制改革を表明し、一層の市場開放を約束してきました。重視と不況、人事院勧告凍結や削減、低過ぎる賃上げに苦しむ働く国民や中小企業が、あなたには豊かに見えるのですか。税制改革とは大型間接税

導人を含むのですか。總理の答弁を求めたい。

政府が進めようとしている市場開放とは、いわゆる四分野の現状に明らかなように、アメリカの巨大企業に日本の市場を明け渡すことにはかなりません。国民の生活と營業を守り、日本の経済主権を真に確立するためには、何よりもこうした屈辱的姿勢の根本的是正こそ必要なのであります。七月に骨子を出そうとしている行動計画について言えば、日米貿易摩擦の日本側の要因としての労働者の長時間、超過労働、低賃金、下請取奪にメスを入れる新しいアクション・プログラムを作成すべきだと考えますが、總理にその決意の有無をお聞きしたい。この方向こそ、対米依存の輸出主導型から国民の購買力を高める内需主導型への経済政策の転換を真に保障するものであると私は確信しています。

以上、二つの宣言の根本的欠陥について述べましたが、これらの根本問題にメスを入れない限り、来年五月の東京・サミットはボン・サミット以上に国民にとって否定的な会議とならざるを得ないことを強く警告して、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○國務大臣(中曾根康弘君) 上田議員にお答えをいたします。

まず、日独伊軍事同盟の反省の問題であります。

戦後、我が国は、第二次世界大戦に対する深い反省に立ちまわし、平和に徹する自由民主主義国家としての道を歩むことを選択したのであります。軍国主義あるいは超国家主義というものを廃絶して、真の平和的な民主主義国家として前進することを約束しておるのであります。今後このような考えに立つて誠実に努力していくつもりであります。

次に、原爆投下の問題であります。いわゆる広島、長崎に対する原爆の投下は、国際法の思想的基盤である人道主義の精神には合致しないもの

であると考えております。

次に、被爆国の首相として核兵器廃絶をなぜ言わないかという御質問でございますが、言っております。これはアメリカも、SDIというものが核兵器の廃絶を目指す、あるいはさらにINFにおきましてゼロオプションということも言っております。ソ連もゴルバチョフ氏は、核兵器の廃絶を目指すという面から見ても、両者が核兵器廃絶を目指すというところは当然考えておるもので、そういう意味からこの二人が直接会談をして、そして真の核兵器の廃絶、軍縮に向かつて話をしてもいい、そういう趣旨のことを私は申し上げておるのであります。このことは念のため重ねて申し上げておく次第であります。

次に、被爆者の国家補償の問題であります。政府としては広い意味における国家補償の見地に立って種々の対策を講じてきており、今後とも原爆二法により被爆者対策を進めてまいりたいと思っております。

次に、SDI米専門家チームの我が国に対する説明の問題であります。米側からSDI計画にかかわる政治的、戦略的側面、技術的側面及び予算関係並びにソ連の戦略防衛計画について包括的に説明があり、我が方からはSDIに関する基本的立場を説明したという次第であります。なおまた、レーガン大統領に対しては、先ほど申し上げましたように、非核、防衛、核廃絶という説明を受けて、その道義的正当性を認めてSDI研究を理解する立場を表明いたしました。今回も一貫してこの立場を貫いたというのであります。ドイツのコール首相との間で、いわゆる五原則を提示して根拠を示しようとしたようなことは絶対ございません。

次に、アメリカの債務国化の問題であります。アメリカが年内に純債務国に転じる可能性は強いと思われております。しかし、アメリカ経済は引き続き拡大しており、アメリカが政治的にも経

済的にも大国である状況には変わりはないと思っております。したがって、アメリカの純債務国化が直ちに国際金融資本市場に混乱を来す可能性は少ないと考えております。

中小企業問題につきましては、景気はばらついておりますが、全体としては拡大しております。今後とも中小企業の発展のためには努力してまいりたいと思っております。私は、我が国におきましては国民の貯蓄率は非常に高い、しかし政府の公債累積、政府の借金は非常に大きい。そういう意味から政府は貧乏であり国民の方が豊かである、そういうふうな申し上げたのであります。

大型間接税の問題については、前から申し上げたとおり、税体系の内容の問題については白紙である、こう申し上げているとおりであります。減税問題につきましては、与野党の幹事長・書記長会談の合意を尊重すると申し上げておる通りであります。

労働条件の改善等につきましては、週休二日の一層の普及、労働時間の短縮等については、対外経済問題諮問委員会等の提言も踏まえまして今後努力を怠りません。また労使の自主的努力も大いに払っていただくように努力したいと考えております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

○国務大臣安倍晋太郎君 上田議員の中米問題に関する御質問にお答えをいたします。

今回、米国のとった経済措置につきましては、かかる措置をとるに至った経緯あるいはその事情は理解する旨米側に申しましたが、これは米国の具体的な政策に対し支持を表明したものではありません。日本の立場はあくまでもコンタドーラ・グループのイニシアチブを支持し、ニカラグアの平和解決を図ることでありまして、この点についてはつきりと申し上げておきます。

また、米国は中米問題に關しまして、域内の平和と努力であるコンタドーラ・グループの活動を支

持する旨明らかにしてきておるところでありま。また同時に、ニカラグアにおける国内対話を通じての国内融和と民主化の進展を求めているものと承知をしております。したがって、米国が自由民主主義及び平和の価値を強調したサミットのいわゆる政治宣言の理念に合致しない対応をとっているものではない、こういうふうに理解をいたしております。(拍手)

○副議長(阿具根登君) 柳澤錬造君。

〔柳澤錬造君登壇、拍手〕

○柳澤錬造君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりましたボン・サミットの報告に關連して、中曽根内閣総理大臣を初め関係各大臣に御質問をいたします。

まず第一に、貿易摩擦についてであります。

今回のサミットでは、この問題で貿易黒字国日本に批判が集中されるものと予想されておりました。サミットを前にして総理は、外国商品を一人百ドル買ってくれと国民に訴えられました。輸出産業大臣は、輸入業者を集めるならまだしも、輸出企業の代表者を集めて輸入促進を要請されました。これは、国産品は売れなくてもよろしい、自動車メーカーは牛肉を輸入して売れということでしょうか。国民の立場から考えてどうしても理解ができません。納得のいく御説明を求めます。

このようなことをして、何年か先に貿易収支が大幅赤字になったら今度は国産品愛用を訴え、石油業者に輸出をして外貨を稼げと行政指導をするのでしょうか。むしろこのような貿易黒字となった要因は我が国の国民が勤勉であったからであり、そのおかげで優秀な製品を安く売ることができたので、世界の国々から歓迎された結果でありま。とすれば総理は、一人百ドルの外国商品と言う前に、勤勉な国民の皆さんにありがとうと感謝の言葉を述べられてしかるべきでありま。よろしく。

なお、我が国は、戦後の昭和二十年代に食糧危

機で困っていたとき、アメリカからの食糧援助によって一人の餓死者も出さずに済んだことを想起して、今アメリカが経済的に困っているのをあれば、これに援助の手を差し伸べるべきで、恩義を忘れた民族は決して繁栄しないと国民に率直に訴えるべきであると思うのですが、総理の御見解をお聞かせいただけます。

第二には、軍縮と平和についてであります。

このテーマは、今回のサミットでも、恩義を超えて、終戦四十周年に際しての政治宣言として採択されています。特に、中曽根総理の提唱によって米ソ首脳会談が持たれるようになったことは、米ソの緊張緩和のためにも意義あるものとして高く評価をします。また、ジュネーブ軍縮会議についても合意されておりますが、米ソ首脳会談からジュネーブ軍縮会議への一連の流れは、これからの世界平和にとって極めて重要な意義を持つものであり、それだけに、これらの討議経過と、我が国としてこれらの会議に何を期待し、これからどのような努力をなさろうとしているのか、御説明を求めます。

さらに重要なことは、政治宣言にもありますように、飢餓と疫病に対して闘っている開発途上国を支援することです。第二次大戦以来、戦争で死んだ人が一千万人であり、餓死した人が六千万人と言われています。社会主義インターのブランド議長は、「飢餓が支配的である間は平和は来ない。戦争の禁止を欲するのであれば大衆の貧困も禁止しなければならない。道義的には、戦争で殺されることと周囲の人々の無関心のために餓死させられる運命に遭うのと何の違もない」と言っています。真の平和とは、世界平和を達成することによって可能であり、それは軍縮とともに、この南北問題を解決することでもあります。この点、サミットではどのような議論がなされたのか、あわせて総理の軍縮と平和への御決意のほどを承りたいです。

第三には、国際社会における日本の役割につい

てであります。

今回のサミットで、總理は、新ラウンド、多角的貿易交渉について積極的に発言され、経済宣言でも、開放された多角的貿易は世界の繁榮のために不可欠であるという、一部の反対を押し切つて明年から交渉を開始すると決めたようですが、その論議の経過はどのようなものであったのでしょうか。總理は、日本の主張が突つて大きな前進であつたと言つておりましたが、その總理の努力は評価しますが、外国ももう口先だけでは信用せず、実績で示せと言つてしょう。政府として今後どう対処されるのでしょうか。

また、新ラウンドについては決定しましたが、國際通貨制度の改革についてはまだまんなかつたようですが、この論議の背景はどのようなものであつたのか、また日本政府の立場はどうされたのか、お尋ねをいたします。

さて、我が国のGNPは昭和三十年には世界の二・二%であり、アメリカのわずか六%でしかありませんでした。それが昭和五十五年には世界の約一割を占め、アメリカの四割を超える経済力を持つまでになりました。しかるに、日本政府はそれにあつた国際協力体制をとつておりません。例えば、政府開發援助、ODAにしても、昭和五十八年度までの三年間の実績は九十九億五千万ドルであり、これで本年度までの五年間に二百十三億六千万ドルにするという國際公約が達成できるのでしょうか。日本は開發援助委員會加盟十七カ国の中で十二番目であります。

また、ILO条約にしても、現在百五十七ある条約の中で、フランスが百七、イタリアが九十七、イギリスが七十七批准しているのに対し、日本の批准数は三十七であり、世界で三十五番目なのであります。

また、インドシナ難民の受け入れにしても、昨年末の実績は、アメリカの五十七万五千人を初め、フランス、カナダ、オーストラリアもそれぞれ九万名以上であるのに対し、同じアジアの日本がわ

ずか三千八百二十九名であり、これは世界の十三番目であり、アメリカのたつた〇・七%にしかすぎません。これで國際社会における日本の役割を果たしていると言えるのでしょうか。これが対日不信を生み、經濟摩擦に發展するのであり、これらの政府の対策をお尋ねいたします。

最後に、政府は七月に市場開放の行動計画を発表することになっていますが、どのような計画をお考えなのでしょうか。これを實施すれば輸入はふえましよう。しかし、それによって国内は不景気となり、失業者はふえるはずですが、それを覚悟の上でやりになるのでしょうか。

今実行すべきことは、国内的には、企業減税、所得税減税を大幅に実施して内需を拡大し、民間の活力を活性化して日本經濟の長期的安定成長体制を整えることであり、政府もこの道を歩むしかないはずで、さらに國際的には、与野党が相協力して、超党派で世界平和達成への平和戦略を生み出すことであり、南北問題にも積極的に取り組み、日本は世界に向かつてリーダーシップを発揮していくべきであります。そのような勇氣ある決断こそが、日本が世界の国々から信頼され、尊敬されるのであると確信するものであります。總理の御見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣中曾根康弘君 柳澤議員にお答えをいたします。

まず、外國製品購入の問題でございます。

貿易摩擦を解消していくという面から見しても、國際国家日本へ前進するという面からいいたしましても、自由貿易を推進するという面からいいたしましても、現在我々はやはり政策を断行しなければならぬ國際環境に來ておるのであります。日本がこれだけ發展したのは世界のおかげであり、また、特に世界平和のおかげであり、自由貿易のおかげでございます。それだけの恩恵を受けている日本といましては、おっしゃいますよう

に、恩を受けたら返さなければならぬ、そういう立場にもあるのであります。外國製品購入ということも、こういう考えに立ちまして、フェアな愛情のある日本國民の態度というものを世界に示す場合でもあると、そう考へて御協力を願ひいたしておるのでございます。

この貿易黒字の原因は、日本人の勤勉性、あるいは科學技術力の優秀性、工業生産力の優秀性等にあるということはもちろん当然のことでございます。これを維持することは國家を發展させるためにもまた重要であると思つております。これを否定しようというのではありません。しかし、外國から指摘されておるのは、アンフェアである、日本が不公平である、そういうふうないわれなき、あるいは誤解に基づく批判なのであります。それにこたへる公正性というものを行動的に見せる必要がある。國家として日本國民が不公平であると言われるがら恥辱はないと私は前から申し上げておるのとおりでありまして、我々は世界に向かつて堂々たる態度をとる國民であるといふことを見せるためにも、やはり公正なることを実行していかなければならない、そう思つておるのであります。

恩義を忘れてはならないということは私たちがよく知つておるところであり、戦後アメリカから受けた恩義についても忘れるものではございません。しかし、我が國の國情、我が國の基本的政策、それらに沿つて我々は適當なる方法をもつてこれらはお返ししていかなければならない、そう考へておるのであります。

米ソ首脳會談の背景につきましては、アメリカもソ連も、両方とも前向きな姿勢を示していることはまことに慶賀にたえません。その背景には、アメリカ側としては、力の均衡を維持しつつ、より安定した米ソ關係の構築を重視する姿勢を持つておる、ソ連側も、新しい政權ができて、対米關係の再構築を重視してきておる、両方とも核兵器の累積に疲れてきているという点も否定し得

ない現実であるだらうと思ひます。そういう意味において、両者がここで直接接觸をして隔意なき話し合いを行う。先ほど申し上げましたように、ある程度機は熟していると私は見ておるのであります。お互いが直接手を握り、お互いの肉声を聞き合ふということぐらい今日重大な意味を持つものではない、そういう考へに立つて推進してきておるのでございます。

ジュネーブ交渉への我々の期待と努力でございますが、ともかくジュネーブ交渉が開始されたということは、世界の平和のために薄日が差してきたような感じを与えて、我々ともに喜びにたえないところであります。これがぜひとも成功に導かれるように我々も積極的に環境醸成等に努力してまいりたいと思ひます。米ソ間の直接接觸につきましては、秋の國連總會もございまして、十月には國連成立四十周年の記念の總會もあるやに伺つており、これらはいずれも米ソ直接接觸の一つのチャンスになり得ると思ひます。そういう点につきましては我々も深甚なる関心を持って見守り、かつ環境醸成に努力してまいりたいと考へておるところであります。

次に、南北問題は、我が國としてはかねてから重要視してきた問題でございまして、今回のサミットにおきましても、それらについて発言もした、宣言の中にこれを入れるために外務大臣等とともに特に努力したところでございまして、今後とも努力してまいる決心でございまして。

新ラウンド開始の決定の問題でございますが、明年春に交渉開始を行わない場合には八〇年代に新ラウンドを行うことは極めて困難な危険性があります。東京ラウンドが終つたのは八七年でございます。今回はハイテクの問題であるとか、サードピス問題であるとか、難しい農業問題であるとか、あるいはセーフガードの問題であるとかいろいろ新しい問題がございまして、交渉にかなり時間がかかると思はざるを得ません。そういう意味において、来年の早期にこれを開始するとい

うことを我々は考へて努力しておるところなのであります。幸い、関係閣僚の努力によりまして、OECD閣僚理事会におきましては、できるだけ早期に開始するという点においては、フランス等も含め、発展途上国等の一部の国も含めて合意しているわけでございますから、これを根拠にいたしましてさらに努力してまいりたいと思っております。

市場開放の行動計画につきましては、四月十九日に設置されました政府・与党対外経済対策推進本部においてその要綱を決定しております。現在、各省庁はアクションプログラム策定要領に即して、原則自由、例外制限という基本的視点に立ちまして、自主性・積極性、国際性、実効性・透明性を持った内容のものを策定すべく鋭意検討中であり、このアクションプログラムの対象期間は原則として三年以内、しかもできるだけ早期に実行するということであり、その内容は、関税、輸入制限、基準認証・輸入プロセス、政府調達、金融資本市場、サービスの六項目を包含しております。

内需拡大の問題につきましては、既にいろいろ御説明申し上げておりますように、我々といいたしましては、民活等を中心にして内需中心の安定成長を持続していく考えでございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(村田敬次郎君) 柳澤議員にお答え申し上げますが、今回のサミットを通じて、御指摘のように日本の大幅黒字に対する非難というものが集中するのではないかと懸念が三月、四月の時点ではあったのですが、現実には私も出席をいたしましたので、そういった非難はありませんでした。開かれませんでした。また、各国の政治家たちが中曽根総理のされた四月九日の対外経済政策の決定、その後の一連の対応についてこれを高く評価をしていただいた、こういう認識を持っておるわけでございます。

さてそこで、景気は全体として拡大を続けておりまして、輸出増加を見込む企業がその部品、資材等の輸入拡大を図つても、一般的に国内産業への悪影響はないものと思われなければならない。したがって輸入拡大を実施せしめるためにも内需の拡大に努力することが必要である、こういうふうな考えをしております。

したがって、御指摘のような自動車メーカーが牛肉を輸入するというような事態ではなく、また、輸出企業への輸入努力要請の趣旨は、各企業において知恵をしっかりと出していただくことで最大限の輸入拡大努力を行っていただくことにあります。また、資材、部品など具体的に何を輸入するかについては個別企業の創意工夫に期待をしております。ということでありまして、私どもが六十社の代表を招いてお願いをいたしましたことについての回答は着々と前向きに集まっておりますと認識をいたしております。

なお、貿易赤字の場合には石油会社に輸出努力をさせるのかという御指摘がありました。我が国の貿易収支は大幅黒字基調で推移をしております。当面赤字になるといったことは考えにくい情勢であるということをお答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) 柳澤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国際国家としての我が国の国際協力体制の問題でございますが、我が国はその国力と地位の高まりにふさわしい役割を果たしていくことが必要であります。これがまた我が国が国際社会の信頼を勝ち得るゆえんであることは当然のことです。

まず、ODAについてでございますが、これは我が国の重要な国際的な責任の一つであると認識をいたしております。これまでODA予算につきましては三年倍増、そして六年倍増を達成してまいりましたが、しかし御指摘のように実質の面

では問題があります。また、国際的にもまだまだ不十分であることは我々も認識をいたしております。したがって、明年以降も新たな中期目標を設定をいたしましてODAを着実に拡充していくことが必要である、こういうふうに考えております。

次に、ILO条約につきましては、国内法制との整合性を確保した上で批准すべきものであると考えております。今後ともこの方針にのっとりまして検討を進めていきたいと考えております。また、インドシナ難民の我が国への受け入れにつきましては、人道及び東南アジアの平和と安定にかかわる問題であるとの認識のもとに、難民の一時庇護あるいは定住引き取り及び資金援助の分野で積極的に協力をしていくわけでございます。いずれにいたしましても、我が国は各国と協力をし、世界の平和と繁栄のためにこれらの分野においても問題解決のために力を尽くしていく決意でございます。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) 私に対する御質問、二つでございます。一つは、いわゆる経済問題の中の国際通貨問題でございます。

この問題につきましては、ウィリアムズ・バーグ・サミット以来、大蔵大臣会議で引き続き検討をしてきております。が、今日、いわゆる変動相場制に変わるべきこの施策はないかという共通認識はございますものの、いろいろな問題点に対する討議というものは今日もなお続いております。日までの検討の取りまとめを行います。そうしてこの問題は、ソウルにおきまして行われます秋のIMF暫定委員会、これに私が恐らく報告をする、そういう段階になろうと思っております。したがって、ボン・サミットにおきましては、主として今後の段取り、これを話し合ったということが総括して言えることではなからうかと

いうふうに思います。

それから投資減税、所得減税、この問題でございますが、引き続き、節度ある財政金融政策の維持強化、規制緩和等を通ずる民間活力の発揮という中期の経済戦略、これをお互いが確認し合っておるわけでありまして、税の問題というのが我が国に対してサミットにおいて指摘されないというところは、一つは、いわゆる設備投資の割合がサミット参加国の中では非常に高い水準に今日あるといういろいろな数字をあらかじめ配っておきますので、そういうことも一つはあろうかと思っております。

それから所得税減税の問題につきましては、これはサミット参加国の中で租税負担率あるいは国民負担率ともに日本が一番低いということが、やはり議論のとかく対象外に置かれるという環境になりやすい問題ではないかというふうに考えます。しかし、いずれにせよ、この税制問題はシャープ以来の大改革というので、今後とも国会の議論等を承りながら、政府税制調査会で審議されていくべき課題だという認識は変わりません。(拍手)

○副議長(阿具根登君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十四分散会

出席者は左のとおり。

議長	木村 睦男君
副議長	阿具根 登君
議員	中野 鉄造君
	刈田 貞子君
	大川 清幸君
	鶴岡 洋君
	伊藤 郁男君
	矢原 秀男君
	服部 信吾君
	坂山 映子君
	桑名 義治君
	小西 博行君
	太田 淳夫君
	藤原 房雄君

中村 鋭一君	沖 外夫君	田沢 智治君	内藤 健君
中野 明君	三木 忠雄君	藤田 榮君	吉村 真事君
原田 立君	飯田 忠雄君	吉川 博君	矢野俊比古君
柳澤 鍊造君	宮澤 弘君	佐藤榮佐久君	志村 哲良君
杉山 令肇君	塩出 啓典君	杉元 恒雄君	曾根田郁夫君
田代富士男君	黒柳 明君	竹山 裕君	名尾 良孝君
和田 教美君	栗林 卓司君	藤井 孝男君	岡部 三郎君
柄谷 道一君	宮田 輝君	大木 浩君	岩本 政光君
峯山 昭範君	多田 省吾君	板垣 正君	井上 孝君
高桑 栄松君	中西 珠子君	松尾 官平君	下条進一郎君
田淵 哲也君	三治 重信君	岩崎 純三君	大河原太一郎君
鳩山威一郎君	二宮 文造君	伊江 朝雄君	遠藤 政夫君
白木義一郎君	高木健太郎君	亀長 友義君	北 修二君
伏見 康治君	藤井 恒男君	齋藤 十朗君	山本 富雄君
関 嘉彦君	服部 安司君	亀井 久興君	大鷹 淑子君
田中 正巳君	木本平八郎君	大島 友治君	林 道君
青木 茂君	下村 泰君	平井 卓志君	藤田 正明君
山田耕三郎君	秦 豊君	山内 一郎君	土屋 義彦君
青島 幸男君	石井 道子君	西村 尚治君	初村滝一郎君
石井 一二君	浦田 勝君	松垣徳太郎君	長田 裕二君
大浜 方策君	岡野 裕君	鈴木 省吾君	世耕 政隆君
海江田鶴造君	工藤万砂美君	森山 眞弓君	村上 正邦君
小島 静馬君	松浦 功君	野末 陳平君	柳川 覺治君
福田 宏一君	仲川 幸男君	宮島 澁君	水谷 力君
高木 正明君	関口 恵造君	添田増太郎君	田 英夫君
梶原 清君	高平 公友君	宇都宮徳馬君	出口 廣光君
森下 泰君	佐々木 満君	林 健太郎君	藤野 賢二君
後藤 正夫君	長谷川 信君	星 長治君	松岡満寿男君
成相 善十君	堀内 俊夫君	大坪健一郎君	岩上 二郎君
井上 吉夫君	夏目 忠雄君	井上 裕君	田代由紀男君
坂野 重信君	斎藤栄三郎君	森田 重郎君	穂山 篤君
山東 昭子君	岡田 広君	林 寛子君	藤井 裕久君
中村 太郎君	遠藤 要君	降矢 敬義君	堀江 正夫君
徳永 正利君	熊谷太三郎君	増岡 康治君	真鍋 賢二君
源田 実君	加藤 武徳君	最上 進君	坂元 親男君
蔵内 修治君	岩動 道行君	原 文兵衛君	梶木 又三君
古賀雷四郎君	中山 太郎君	小林 国司君	寺田 熊雄君
江島 淳君	川原新次郎君	浜本 万三君	石本 茂君

嶋崎 均君	河本嘉久蔵君
安田 隆明君	上田 稔君
野田 哲君	小山 一平君
梶原 敬義君	稻村 稔夫君
曾野 久光君	吉川 春子君
下田 京子君	糸久八重子君
久保田真苗君	上野 雄文君
本岡 昭次君	佐藤 昭夫君
近藤 忠孝君	鈴木 和美君
山田 護君	佐藤 三吾君
安武 洋子君	内藤 功君
高杉 勉忠君	村沢 牧君
安恒 良一君	大木 正吾君
丸谷 金保君	久保 亘君
山中 郁子君	橋本 敦君
青木 新次君	対馬 孝且君
粕谷 照美君	片山 甚市君
目黒今朝次郎君	赤桐 操君
立木 洋君	神谷信之助君
福岡 知之君	安永 英雄君
和田 静夫君	松本 英一君
竹田 四郎君	小笠原貞子君
市川 正一君	小野 明君
大森 昭君	矢田部 理君
中村 哲君	八百板 正君
瀬谷 英行君	秋山 長造君
上田耕一郎君	宮本 顕治君

内閣総理大臣	中曽根康弘君
外務大臣	安倍晋太郎君
大蔵大臣	竹下 登君
文部大臣	松永 光君
通商産業大臣	村田敬次郎君
労働大臣	山口 敏夫君

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	補欠
野田 哲君	板垣 正君
岡野 裕君	森山 眞弓君
竹山 裕君	矢田部 理君
大森 昭君	
法務委員	補欠
出口 廣光君	石本 茂君
吉川 芳男君	河本嘉久蔵君
山中 郁子君	宮本 顕治君
外務委員	補欠
坂山 映子君	藤井 恒男君
大蔵委員	補欠
志村 哲良君	岩動 道行君
藤田 栄君	福岡日出磨君
前島英三郎君	矢野俊比古君
吉村 真事君	藤野 賢二君
文教委員	補欠
粕谷 照美君	和田 静夫君
社会労働委員	補欠
矢野俊比古君	前島英三郎君
斎藤 十朗君	川原新次郎君
和田 静夫君	粕谷 照美君
藤井 恒男君	坂山 映子君
運輸委員	補欠
福岡日出磨君	藤田 栄君
藤野 賢二君	吉村 真事君
通信委員	補欠
板垣 正君	岡野 裕君
川原新次郎君	斎藤 十朗君
矢田部 理君	大森 昭君

議長の報告事項
去る四月二十四日議長において、次のとおり常任

建設委員

辭任

補欠

岩動 道行君
宮本 顯治君

志村 哲良君
山中 郁子君

決算委員

辭任

補欠

藤田 正明君

出口 廣光君

辭任

補欠

園田 清充君

吉川 芳男君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

地域福祉保健活動の推進に関する法律案(沼川洋一君外四名提出)(衆第二三三号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案

の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

国民年金法等の一部を改正する法律案(第百一回国会提出、第百二回国会衆議院送付)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案

修正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部

を改正する法律案

農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

国民年金法等の一部を改正する法律案(第百一回国会提出、衆議院継続審査)

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

北方領土問題の解決促進に関する決議

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案

農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国民年金法等の一部を改正する法律案

去る四月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辭任

補欠

森山 眞弓君

曾根田郁夫君

外務委員

辭任

補欠

藤井 恒男君

披山 映子君

大蔵委員

辭任

補欠

栗林 卓司君

小西 博行君

文教委員

辭任

補欠

小西 博行君

栗林 卓司君

社会労働委員

辭任

補欠

川原新次郎君

山東 昭子君

農林水産委員

辭任

補欠

曾根田郁夫君

森山 眞弓君

農林水産委員

辭任

補欠

披山 映子君

藤井 恒男君

農林水産委員

辭任

補欠

片山 甚市君

粕谷 照美君

予算委員

辭任

補欠

山東 昭子君

斎藤 十朗君

補助金等に関する特別委員

辭任

補欠

神谷信之助君

佐藤 昭夫君

外務委員会

理事

久保田真田君(久保田真田君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)審査報告書

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会閣法第八三三号)審査報告書

職業訓練法の一部を改正する法律案(閣法第三一七号)審査報告書

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 三菱石炭鉱業株式会社高島炭鉱における災害の実情調査

一、派遣委員 梶原 敬義 初村滝一郎

一、派遣地 長崎県

一、期間 四月二十六日及び二十七日の二日間

一、費用 概算二四〇、九八〇円

右のとおり議決した。よつて衆議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和六十年四月二十五日

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 降矢 敬義

委員派遣承認要求書

一、目的 三菱石炭鉱業株式会社高島炭鉱における災害の実情調査

一、派遣委員 田代由紀男 小西 博行

一、派遣地 宮島 混

一、期間 四月二十六日及び二十七日の二日間

一、費用 概算二四〇、九八〇円

右のとおり議決した。よつて衆議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和六十年四月二十五日

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 降矢 敬義

委員派遣承認要求書

一、目的 三菱石炭鉱業株式会社高島炭鉱における災害の実情調査

一、派遣委員 田代由紀男 小西 博行

一、派遣地 宮島 混

と日本国会の關係がさらに發展し、世界の平和と安寧のため兩國間の実りある相互協力に役立つよう望んでいることを表明いたします。

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辭任

龜井 久興君

補欠

初村滝一郎君

商工委員

辭任

初村滝一郎君

補欠

龜井 久興君

一昨八日内閣から次の答弁書を受領した。

參議院議員秦君提出F.S.X. (次期対地支援戰闘機) に関する質問に対する答弁書

同日議長は、内閣總理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

特許庁特許技監 梅田 勝君

自治大臣官房審議官 渡辺 功君

同日内閣總理大臣から議長宛、特許庁特許技監梅田勝君外一名(同日議長承認を第百二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辭任

園田 清充君

補欠

秦野 章君

外務委員

辭任

秦野 章君

補欠

園田 清充君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

千九百七十九年の海上における搜索及び救助に関する國際条約の締結について承認を求めるの件(閣案第三号)

大西洋のまぐろ類の保存のための國際条約の締約国の全權委員會議(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附屬する議定書(閣案第四号)

書(閣案第四号)の締結について承認を求めるの件(閣案第四号)

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣案第五号)

外務委員会に付託

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(閣案第二十七号)

社会労働委員会に付託

農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣案第四八号)

農林水産委員会に付託

中小企業技術開発促進臨時措置法案(閣案第六四号)

商工委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣案第二八号)

同日議長は、ドジャン・アリンビッチ・ユーゴスラヴィア社会主義共和国連邦議長、ホルスト・ジダンコ・トドロフ・ブルガリア人民共和國人民議會議長、それぞれ次の謝電を發送した。

天皇誕生日に際し御懇篤なる祝電をいただき深謝申し上げ、あわせて貴國の御繁栄と兩國の友好關係の一層の發展を祈ります。

五九中業策定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年四月十二日

參議院議長 木村 睦男殿

秦 豊

五九中業策定に関する質問主意書

防衛庁は、五九中業の策定作業を今夏までには完了したいとの意向を示しているが、今回はそれ

に關して質問する。

一 五九中業の策定は、順調に進んでいるのか。

二 五九中業における陸上自衛隊の重点項目は何か。

三 八八式戦車の諸元・性能、並びに七四式戦車と比べた場合の改良点及び特徴は何か。

四 八八式戦車の生産予定台数はいくらか。

五 八八式戦車の部隊配備が始まるのはいつの予定か。

六 六一式戦車はいつまで運用する予定か。また、七四式戦車についてはどうか。

七 いわゆる師団の改編については、基本的にどのように考えているのか。

八 北海道に展開している現有四個師団を更に増やすのか。あるいは、四個師団のままで、その装備・編成を改めるのか。また、本土師団のいわゆる軽量化とは具体的にどうする考えか。

九 五九中業における海上自衛隊の重点項目は何か。

十 五九中業期間中に、P3Cは何機購入する考えか。

十一 最終的には、わが国としてP3Cを何機保有するのが望ましいと考えるか。

十二 五九中業における航空自衛隊の重点項目は何か。

十三 五九中業によつて、F15は何機になるのか。

十四 一飛行隊の二十五機編成は、いつから実施する考えか。

十五 加藤防衛庁長官の訪米時期とその際の重点項目、テーマは何か。

十六 今年のハワイでの日米事務レベル定期協議の眼目は何か。

十七 米国防から感觸としては、「シーレーン防衛問題」が最大の焦点とされているが、防衛庁、外務省の受けとめ方はどうか。

十八 米国防は、現在でも、シーレーン防衛についての協力は、言明していないのではないのか。

つまり、シーレーンに關しては米国防空軍力による支援、エア・カバリーはあり得ないのではないのか。

十九 米国防の協力が得られない以上、わが国が独力で担当すべきだが、政府は、シーレーン防衛を効果的に行うための防衛体制の整備については、基本的に、どう構想しているのか。

二十 シーレーン防衛を海上自衛隊との関連で考えれば、個艦防空から艦隊防空へと質量両面にわたる転換を必要とするのではないのか。

二十一 例えば、AEGIS (新型艦対空ミサイルシステム) 艦の導入を五九中業に盛り込むことは考えていないのか。

二十二 AEGIS 艦の艦本体は國産、スタンダードミサイル、レーダー等システムについてはすべて米國から導入する方向は、検討に値しないのか。

二十三 空中給油機の購入は、五九中業では全く考えられないのか。

二十四 政府は、今後米國からAEGIS (新型艦対空ミサイルシステム) や空中給油機の購入を要請された場合にも、断わり続けるのか。

二十五 シーレーン防衛についての日米間の見解には、なお、かなりの隔たりがあるのではないのか。また、これが煮詰まらない限り、五九中業を夏までにとまどめるのは無理ではないのか。右質問する。

昭和六十年四月二十六日

内閣總理大臣 中曾根康弘

參議院議長 木村 睦男殿

參議院議員秦君提出五九中業策定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員秦君提出五九中業策定に関する質問に対する答弁書

一、二及び七から十四までについて

五九中業については、現在、防衛庁において

昭和六十年五月十日 參議院會議録第十五号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

五九七

昭和六十年五月十日 参議院會議録第十五号 質問主意書及び答弁書

作成作業中であり、いまだ、その内容について具体的に申し述べる段階にない。
なお、五九中業の作成に当たっては、四面環海の我が国の地理的特性等を踏まえ、かつ、諸外国の技術的水準の動向にも十分配慮して、質の高い効率的・重点的な防衛力整備に努める考えである。
三から五までについて

区 分	主 火 砲	機 動 性	防 護 性
新戦車	一二〇ミリ戦車砲	一、五〇〇馬力級ディーゼルエンジン 最高速度 時速約七〇キロメートル	特殊装甲
(参考) 七四式戦車	一〇五ミリ戦車砲	七二〇馬力ディーゼルエンジン 最高速度 時速約五三キロメートル	鋼板層装甲

六について

六一式戦車については、原則として、二十年を経過するものについて個々に修理の可能性等を慎重に審査し、修理の可能性のないものについては不用決定することとしている。また、七四式戦車については、現在、その調達を行つているところであり、いまだ、不用決定を行う時期には至つていない。したがつて、両者とも現時点においてはいつまで運用するかについて申し述べることはできない。

十五から十七までについて

加藤防衛庁長官の訪米及び今回の日米安保事務レベル協議の時期等については、現時点においては確定しておらず、申し述べる段階にない。

十八から二十五までについて

(一) 我が国は、憲法及び基本的防衛政策に従い、自主的判断に基づき、自衛のため必要最小限度の防衛力の整備に努力しているところである。

米国は、我が国のこのような基本的な考え方に基づく防衛政策を十分理解しており、我が国が海上交通の安全確保を図る場合の海上

防衛庁では、現有の六一式戦車、七四式戦車に引き続き、現在、新戦車の開発を行つているところであり、見通しについて申し述べる段階にない。
なお、現有の七四式戦車と現在開発中の新戦車を比べた場合の新戦車の目標とする諸元・性能、改良点及び特徴は、おおむね次のとおりである。

交通保護能力についても、我が国に対し一層の防衛努力を行うよう一般的な期待を表明しているが、装備品や数字を挙げての我が国に対する具体的な要請は行われていない。

(二) 我が国が海上交通の安全確保を図る場合の洋上防空については、艦艇部隊に各種の対空ミサイル、砲等を装備することにより対処したいと従来から考えており、そのための整備を進めているところである。
また、航空自衛隊の戦闘機が、我が国周辺の空域で可能な範囲で防空作戦を行うことは、もとより当然である。

さらに、「日米防衛協力のための指針」において述べているとおり、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援し、かつ、自衛隊の能力の及ばない機能を補完するための作戦を実施することとされているところである。

(三) なお、五九中業との関係については、いまだ、その内容について申し述べる段階にないことは前述のとおりである。

多発する米軍特殊車両の交通事故等に関する

質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年四月十二日

参議院議長 木村 睦男殿

喜屋武眞榮

多発する米軍特殊車両の交通事故等に関する質問主意書

本年三月のわずか一カ月の間に、沖縄県下で四件もの米軍特殊車両による事件及び交通事故が続き、沖縄県議会は四月八日に臨時議を開いて、「米軍特殊車両の通行及び事故防止に関する決議・意見書」を全会一致で採択するなど、現地沖縄では大きな社会的、政治的問題となつてい

る。そこで、以下尋ねたい。
一 これら四件の事件及び事故の発生日時、場所、事実の概要を示されたい。

二 これら四件の事件及び事故の原因は、何にあると政府は認識しているか。

三 四件の事件及び事故のそれぞれについて、当局は米軍側に対してどのような措置を採り、また米軍側はこれらの措置に対してどのような対応をしたのか、示されたい。

四 道路法第四十七条及びこれを受けた車両制限令の立法の目的は何か。

五 米軍特殊車両の通行に関しては、車両制限令第十四条により、同令の適用が除外されている。その理由は何か。

また、この適用除外は、道路法第四十七条及び車両制限令の立法目的との関係ではどのように考えたらいのか。

六 車両制限令の適用が除外されるのは、米軍特殊車両のほかにはどのようなものがあるか、網羅的に示されたい。

七 米軍特殊車両が、車両制限令の適用を除外される理由と、米軍特殊車両以外の車両が車両制限令の適用を除外される理由は、同じであるのか、それとも異なるのか、具体的に示されたい。

五九八

八 米軍特殊車両の通行に関しては、わが国内においては、いかなる法令の規制に服しているのか。

九 米軍特殊車両の通行に関して、日米間で日米合同委員会合意による「取り決め」があると聞いている。その「取り決め」の当事者、作成年月日及びその内容を明らかにされたい。また、その「取り決め」は口頭によるのか、文書化されているのか、示されたい。

十 前記「取り決め」の性格を明らかにされたい。それは、法的拘束力を持つのか、それとも単なる日米間の紳士協定なのか、明らかにされたい。

十一 前記「取り決め」が単なる紳士協定だとすれば、米軍特殊車両の通行に関しては、何らわが国内法の規制に服さないこととなるのかどうか、明らかにされたい。

十二 米軍特殊車両は一般国際法のみを遵守していれば、何らわが国内法の規制に服せしめなくともよいと政府は考えているのか。

十三 (一) 今回の沖縄県下における米軍特殊車両による事件及び事故は、何れも日米間の「取り決め」さえも遵守していないと聞いているが、政府はどのように認識しているか。

(二) この「取り決め」無視に対して、政府はどのように対応したか。かつまた、今後この種の事故の再発防止のために、どのような対策を採るつもりか、明らかにされたい。

(三) また、米軍特殊車両による今後の事故の再発防止を、政府は何によつて担保するののか、明らかにされたい。

十四 今回の一連の米軍特殊車両の事故に関連して、世にも不可解なことは、米軍特殊車両の通行に関して日米合同委員会において「取り決め」

られている合意内容の公表を政府がしつづけていることである。それは単に外交上の交渉事項に関わるという形式的な理由によるのか。それとも、その内容を秘匿すべき実質的な理由によるのか。前者なのか後者なのか明確に答弁された。右質問する。

昭和六十年四月二十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出多発する米軍特殊車両の交通事故等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出多発する米軍特殊車両の交通事故等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の事件及び事故は、次の四事案を指すものと考えているが、一般にこの種事案の発生は様々の要因に基づくものであり、それが何に起因するかを一概に断定することは困難である。

(一) 昭和六十年三月六日午前十一時二十分ごろ、宜野湾市内の一般国道五十八号上において、米軍車両の積載物(大型作業車)が歩道橋に衝突した。

(二) 同月九日午前八時半ごろ、石川市内において、米軍車両二台が方向転換の際、畑地に乗り入れた。

(三) 同月十九日午後八時四十分ごろ、中頭郡北谷町内の交差点において、米軍大型輸送車の牽引物(榴弾砲)が停車中の車両二台に衝突した。

(四) 同月二十八日午後四時五十分ごろ、金武町内の交差点において、米軍車両が他車を避けようとして近くの民家の家屋等の一部を損壊した。

三及び十三について

一及び二について述べて述べた四事案については、関係当局から在沖米軍当局に対し、また、外務省より在日米大使館及び在日米軍司令部に対し、米軍の綱紀粛正及び再発防止策の徹底を申し入れるとともに、日米合同委員会の場においても同様の申し入れを行った。これに対し、米側は、米側としても本件を深刻に受け止めているとして遺憾の意を表明するとともに、米軍の綱紀粛正の徹底を図る旨及び関係諸手続の周知徹底を始めとする関係者の再教育等の措置により同様事案の再発防止に最大限努力する旨説明している。政府としては、今後とも、米側に対し、車両の通行に際しては、我が国関係当局と緊密に連絡・調整の上、安全対策に万全を期し公共の秩序や国民生活に最大限の配慮を払うよう求めていく所存である。

四、五及び七について

日米地位協定上、我が国は、米軍に対し、国内における移動の権利を認め、こと及び米軍車両は、その用途にかんがみ、公共の利害に重大な関係がある公の用途のため通行する車両と同様に扱われることが適当であることから、米軍車両については、車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)の適用が除外されている。もともと、米軍車両といえども、同令の適用が除外されている他の車両と同様、道路の構造の保全のための必要な措置を講じた上で通行することとされており、米軍車両について同令の適用を除外することは、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため道路との関係において必要とされる車両についての制限を定めた道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十七条及び車両制限令の趣旨を逸脱するものではない。

六について

車両制限令の適用が除外される車両は、同令

第十四条及び車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第四条に規定されているところである。

八、十一及び十二について

日米安保条約に基づいて我が国に駐留する米軍は、その車両の通行については、日米地位協定上、我が国の交通秩序維持の観点から、我が国の交通関係法令に従うものとされている。

九、十及び十四について

昭和四十八年の日米合同委員会合意は、米側は一定限度以上の規模の米軍車両の通行については我が国関係当局に対し関係情報を出し、我が国関係当局はこれに対し技術的検討の結果を米側に連絡すること及び日米間で米軍車両の通行に際し道路の構造の保全のための必要な措置が講じられるよう所要の調整を行うことを定めている。

なお、日米合同委員会合意は、日米地位協定の実施の細則を定める日米両政府を拘束する取決めであり、その概要は必要に応じて明らかにされているが、合意文書自体は原則として不公表扱いとすることとされている。

FSX(次期対地支援戦闘機)に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年四月十三日

参議院議長 木村 睦男殿 秦 豊

FSX(次期対地支援戦闘機)に関する質問主意書

防衛庁は現在、FSX(次期対地支援戦闘機)の問題について、検討を進めているが、これに関連して質問したい。

一 FSXの選定について、防衛庁は、これまで

どのような検討作業を行ったのか。最近の一年間に限定して、具体的に述べていただきたい。

二 防衛庁技術研究本部が、国産化可能との報告書を出した事実はあるか。

三 報告書が実在するならば、その内容をすべて明らかにしていただきたい。

四 FSXの国産化は、既に最も有力な方向なのか。

五 FSXの国産化以外の選択肢はもはやあり得ないのか。

六 FSXの国産化が、何故、有力な最も望ましい選択肢なのか。

七 FSXの国産化は、なお最終的な結論ではないと仮定するならば、現在どのような複数の選択肢が残されているのか。

八 国産化にせよ他の方向を選びとるにせよ、FSX問題の結論のタイムリミットは、いつなのか。

九 国産化を一つの選択肢として、防衛庁の見解を開いておきたいが、エンジンなどの国のどのようなタイプを考えているのか。

十 基本構想は双発機ではないか。

十一 FCS(火薬管制装置)の完全国産化は可能か。

十二 FSXの要求性能についてはどうか。

十三 FSXについては、どのような運用を考えているのか。

十四 F15の開発費はおよそ一兆円、欧州機のトーンードは五千億円と聞くが、FSX開発に要する費用は、どれくらいと見込んでいるのか。

十五 FSXの開発期間は、どれくらいを考えているのか。

十六 一機八十億円くらいと三菱重工側はいつているようだが、防衛庁はどのように考えているのか。

十七 また、FSXを何機くらい購入、整備する考えか。

昭和六十年五月十日 参議院會議録第十五号 質問主意書及び答弁書

十八 F S X問題は、今後どのような手順とタイムスケジュールで、最終的な国防会議まで持ち込むのか。

十九 五九中業案の中には、F S X問題はどのように盛り込む考えなのか。

二十 この問題は、特定メーカーや制服の願望には、いさかも影響されてはなるまい。厳正的確にして、緻密な政治の側、特に立法府と行政側のチェックが肝要であると考えがどうか。

二十一 重ねて聞くが、F S Xの国産化は果たして可能なのか。また、最良の選択と断言できるのか。だとすれば、その論拠を併せて伺いたい。右質問する。

昭和六十年五月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員泰豊君提出F S X(次期対地支援機)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員泰豊君提出F S X(次期対地支援機)に関する質問に対する答弁書

一、四から八まで、十二、十三、十七及び十九から二十一までについて

(一) 航空自衛隊が現有している支援戦闘機F-1の後継機として「F S X」という。については、現在、防衛庁において機種選定に必要な基礎的データの収集作業等を実施しているところであり、具体的な候補機種等について申し述べる段階にない。

(二) 現有F-1については、防衛庁において昭和五十七年から昭和五十九年まで実施した疲労状況等の調査の結果、同機の耐用命数は、三千五百時間から四千五十時間に延長されるとの結論を得た。

これにより、F-1の減勢開始時期が昭和六十年代後半から昭和七十年代前半に延伸し

たため、F S Xについては、外国機の導入のみならず国内開発の可能性も検討の対象となり得ることとなった。

(三) また、最近一年間においては、引き続き外国機に関する性能諸元及び将来の技術的可能性等に関する基礎的データの収集作業を続けるとともに、国内開発の技術的可能性等についても検討を始めたが、これはあくまで具体的機種選定作業に入る前段階の検討作業であり、これをもつてF S Xを国産機に絞ったというものではない。

(四) なお、具体的機種選定作業に当たっては、当然のことながら、各種の選択肢について幅広く検討し、公正かつ適切な機種選定を行いたいと考えている。

(五) 五九中業については、現在、防衛庁において作成作業中であり、いまだ、その内容について具体的に申し述べる段階にない。

F S Xの国内開発の技術的可能性については、御質問の時点以後において、防衛庁技術研究本部がその検討状況を中間的に取りまとめ航空幕僚監部に回答した事実はあるが、同本部は、現在、更に検討を進めているところであり、その内容について申し述べる段階にない。

F S Xの国内開発の技術的可能性については、現在、防衛庁技術研究本部が検討を進めているところであり、御質問の事項について具体的に申し述べる段階にない。

F S Xについては、現在実施している国内開発の技術的可能性等の検討結果を得た後、具体的な機種選定作業に入るようになるが、現時点においては、その具体的な見通しについて申し述べる段階にない。

政府の日本市場開放策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年四月十五日

本平八郎

参議院議長 木村 睦男殿

政府の日本市場開放策に関する質問主意書
本年四月九日、政府が発表した日本市場の開放策(対外経済対策)について、以下質問する。

一 政府は、今回の施策に当たつて、深刻化している対米経済摩擦や貿易収支のインバランスを、取りあへずの対策にしているのか。

二 今回の施策は、米側より要求のあつた品目に限られているのか。

三 今回の施策は、対外関係や外交的観点に偏り、日本国民の消費面、生活面の配慮に欠けていると思うがどうか。

四 私が、先般来練り返し、質問主意書や委員会質疑で取り上げてきた石油製品の完全自由化については、今回の施策で全然触れられていないが、その理由は何か。

五 (1) ガソリンをはじめ石油製品は、法的には「原則輸入自由」としながら、実質は通産省の行政指導により輸入を抑制しているが、これは、中曽根首相のいうアンフェア、不公正の最たるものではないか。

(2) 石油製品については、食糧とともにエネルギー面からの安全保障上、輸入管理が必要であり、自由化や市場開放が出来ないなら、法的にもはつきり輸入禁止なり輸入許可制にすべきではないか。そういう法的手段によらずにしているのは、何か特別の理由があるのか。

六 中曽根首相は、国会の答弁や国民への呼び掛けで、外国製品の輸入に対し「輸入手続は簡素化、透明、内外無差別、市場開放の観点に立ち、消費者の選択と責任にゆだねる。」といひ、「市場開

放で影響を受ける国内産業の振興に努める。」と約束している。このことは、ガソリンなど石油製品も消費者の選択と責任により自由な外国製品を選べることを理解していると思うが、政府の見解はどうか。

また、石油製品の完全自由化に伴う石油産業の混乱が予想されるなら、それに対処しようという施策を講ずる予定か。

七 市場開放は、品目数や形式ではなく、日本側のモノの考え方や誠意である。外国人は、「日本人はすごい」と評するが、石油製品の輸入に対する政府の対応は、まさにこのずいという批判を代表するものであろう。こういう精神面の対応を政府はどう考えるか。右質問する。

昭和六十年五月一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 河本 敏夫

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員本平八郎君提出政府の日本市場開放策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員本平八郎君提出政府の日本市場開放策に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

今回の対外経済対策は、我が国が、その国際経済社会に占める地位を十分認識し、我が国経済を支える自由貿易体制の維持・強化に向け率先して努力するとともに調和ある対外経済関係の形成と世界経済活性化への積極的貢献を行うとの立場から、国内調整にも十分配慮しつつ、広く世界に向かつて自主的に決定したものであり、国民の暮らしを守るものである。

四から六までについて

石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号)においては、通商産業大臣が石油輸入計画の変更

を勧告することができる旨規定されており、通商産業省としては、同法に基づく措置をとつたものであつて、「アンフェア、不公正の最たるもの」という指摘は当たらない。

政府としては、自由貿易体制の維持を図るとともに、石油の安定供給の確保を図ることが重要であると考えており、石油製品輸入については、昭和五十九年六月四日の石油審議会石油部会小委員会報告においても示されているとおり、今後とも消費地精製方式を基本としつつも、中長期的には、必要な条件の整備を図りつつ、漸進的に国際化の方向を目指していくことが必要であると考えている。

石油は、国家の存立上必要な基礎的重要物資であり、その安定的供給の確保が重要であるため、こうした観点をも踏まえ、昭和六十年三月三十日に設置した石油審議会石油部会小委員会において、六十年代における石油産業政策の在り方の検討を行う一環として、国際化問題についても検討を進めることとしている。

七について
我が国は、自由貿易体制の維持・強化等の観点から、今回のものを含め数次にわたり対外経済対策を決定し、実施してきている。この結果、我が国市場へのアクセスは着実に改善されており、諸外国も、我が国の姿勢に対しその理解を次第に深めてきている。

今後とも、保護主義の抑止と貿易の拡大均衡を目指し、市場アクセスの改善、輸入の促進等に努める一方、我が国に対する誤解を解き、諸外国の理解を求めてまいる所存である。

〔参照〕

四月二十六日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左に議事日程を掲載する。

○議事日程 第十五号

昭和六十年四月二十六日

午前十時開議

第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会内閣提出衆議院送付)

第三 職業訓練法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三号中正誤

べ 段 行 誤 正
三六 二 終わり 支払に 支払い
三三 四 二 こと ことは

昭和六十年五月十日 参議院会議録第十五号

六〇二

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 平 105
電話 東京 五三三二(六代)

定価
二〇〇
円部